諮問庁:総務大臣

諮問日:平成29年8月21日(平成29年(行個)諮問第132号)

答申日:平成29年11月30日(平成29年度(行個)答申第138号) 事件名:本人による行政相談に係る相談対応票の利用不停止決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

相談対応票(特定受付番号A)(以下「本件相談対応票」という。)に 記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)の利 用停止請求につき、利用不停止とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)36条1項の規定に基づく利用停止請求に対し、平成29年5月18日付け中国相第69号により中国四国管区行政評価局長(以下「処分庁」という。)が行った利用不停止決定(以下「原処分」という。)について、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止請求書のとおりに利用停止と提供の停止を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

審査請求人は、「嘘の個人情報を記録すること、個人情報を正確に記載しないことは犯罪です。相談内容を記録しないことは、不正の隠ぺいです。不正の隠ぺいのために嘘の情報を保有していることは明白であり、保有個人情報利用停止請求書で利用停止請求したとおりに利用停止と提供の停止をするように申し立てます」などと主張する(その詳細は別紙のとおりである。)。

(2)意見書

審査請求人から平成29年9月25日付け(同月26日受付)で意見 書及び資料が当審査会宛てに提出された(当該意見書に「諮問庁の閲覧 に供すことは適当ではない」旨の記載があることから、その内容は記載 しない。)。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求の経緯

平成29年4月18日付けで、中国四国管区行政評価局長(処分庁)宛 て、法に基づき、下記2の保有個人情報について利用停止請求があった。 これを受けて、処分庁は、同年5月18日付けで利用停止をしない旨の決 定を行った。

本件審査請求は、上記決定を不服として、同年6月10日付けで諮問庁 に対し行われたものである。

2 利用停止請求の対象となった保有個人情報

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、次のとおりである。

- ·相談対応票(特定受付番号A)(本件相談対応票)
- 3 審査請求の理由

処分庁が開示決定した相談対応票は、相談内容を歪曲・曲解してねつ造・改ざんし、また個人情報を改ざんしており、法36条1項1号及び2号に該当するため。

- 4 諮問庁の意見等
- (1) 諮問庁の意見

処分庁は、利用停止請求に係る保有個人情報(本件相談対応票)について、審査請求人から送付された手紙を申出文書とする行政相談の記録として、把握した情報を記載し、当該手紙を添付して保管しているものであり、保有個人情報の違法な取得や、利用目的の達成に必要な範囲を超えた保有、利用目的以外の目的での利用・提供は行われていない。

したがって、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると 認められるとき」には該当しない。

(2) 結論

以上のことから、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年8月21日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年9月26日 審査請求人から意見書及び資料を収受

④ 同年10月10日 審議

⑤ 同年11月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件利用停止請求について

本件利用停止請求は、本件相談対応票に記録された保有個人情報(本件対象保有個人情報)の利用停止及び提供の停止(以下、併せて「利用停止」という。)を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報は、法38条に規定する「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」には該当しないとして、利用不停止とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人が提出した保有個人情報利用停止 止請求書のとおりの利用停止を求めているが、諮問庁は、原処分を維持す ることが適当であるとしていることから,以下,本件対象保有個人情報の 利用停止の要否について検討する。

2 利用停止請求について

法36条1項1号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、これを保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、法3条2項の規定(利用目的の達成に必要な範囲を超えた個人情報の保有の禁止)に違反して保有されているとき、又は法8条1項及び2項の規定(目的外利用及び提供の制限)に違反して利用されているときには、当該保有個人情報の利用停止又は消去を請求することができる旨を規定している。

そして、法38条は「行政機関の長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。」と規定している。

そこで、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するか否かについて、以下、法36条1項1号の規定する各要件に則して検討する。

- 3 本件対象保有個人情報の利用停止の要否について
- (1) 適法な取得(法36条1項1号)との関係
 - ア 本件対象保有個人情報の取得の経緯について,諮問庁は,以下のとおり説明する。
 - (ア)本件相談対応票は、審査請求人から送付された手紙を申出文書と する行政相談の記録として、把握した情報を記載し、当該手紙を添 付して保管しているものである。
 - (イ)本件相談対応票に記録された情報は、上記のとおり、審査請求人 からの相談を受けた結果として適法に取得したものである。
 - イ 当審査会において、諮問書に添付された本件相談対応票、本件相談 対応票の添付資料である相談の手紙及び追加の手紙(いずれも写し) の内容を確認したところ、本件相談対応票の「受付に関する情報」欄 に記載された内容は、諮問庁の上記ア(ア)の説明のとおりであると 認められ、本件相談対応票に記録された情報は審査請求人から相談を 受けた結果として適法に取得したものである旨の諮問庁の説明を覆す に足りる特段の事情は認められないから、本件対象保有個人情報は、 中国四国管区行政評価局において適法に取得されたものと認められる。
- (2)保有の制限等(法3条2項)との関係
 - ア 法3条2項は、「行政機関は、利用の目的の達成に必要な範囲を超 えて、個人情報を保有してはならない。」と規定しているところ、本 件対象保有個人情報の利用目的及び保有の状況について、当審査会事

務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり 説明する。

- (ア)相談対応票は、相談者からの行政相談に基づき、相談内容、関係機関への照会結果等の調査結果、それらを踏まえた相談者への回答内容等について、概要を記録するものである。
- (イ)本件相談対応票についても、当該相談の処理状況等を記録すると の利用目的の達成に必要な範囲で保有しており、利用目的以外の目 的で利用又は提供している事実もない。
- イ 本件相談対応票の取得の経緯に係る上記(1)イの認定判断を踏ま えると、本件相談対応票の取得後、当該相談の処理状況等を記録する との利用目的の達成に必要な範囲内でのみ本件相談対応票を保有して いる旨の諮問庁の上記アの説明は不自然、不合理とはいえず、これを 覆すに足りる事情も認められないことから、中国四国管区行政評価局 において、本件対象保有個人情報を法3条2項の規定に違反して保有 しているとは認められない。
- (3) 利用及び提供の制限(法8条)との関係
 - ア 法8条1項は、「行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。」とし、さらに、同条2項は、同条1項の規定にかかわらず、「行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる(各号略)」としている。
 - イ 本件対象保有個人情報の利用及び提供の状況について、当審査会事 務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件行政相談の処理状況 等を記録するという利用目的以外の目的のために利用又は提供した事 実はないとのことであった。
 - ウ 本件相談対応票の取得の経緯に係る上記(1)イの認定判断を踏まえると、本件相談対応票の取得後、本件行政相談の処理状況等を記録するという利用目的以外の目的のために本件相談対応票を利用又は提供した事実はないという諮問庁の上記イの説明は不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる事情も認められないことから、中国四国管区行政評価局において、本件対象保有個人情報を法8条1項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用、提供しているとは認められず、もとより同条2項の規定に違反するものとも認められない。
- 4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。

5 本件利用不停止決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の利用停止請求につき、利用不停止とした決定については、法38条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙

4 審査請求書の趣旨及び理由

「特定文書番号A 特定年月日A付 行政文書名 行政相談に対する局所相談データベース相談対応票」に対して、平成29年4月18日付け保有個人情報利用停止請求書で利用停止請求したとおりに利用停止と提供の停止をするように申し立てます。

特定年月日B付け請求内容を消去した補正の確認を、期限内に回答するように 命じてきた。特定年月日C付け保有個人情報訂正請求書P3からP30までの 相談内容の訂正内容を、消去している。

請求内容を消去しているので、特定年月日D付けで、内容証明便と配達証明便 で消去している内容を再送した。記録の改ざんを繰り返すので、内容証明便で 送る必要があり、経済的にとても負担がかかっている。

何の権利があって、請求内容を消去しているのか?

何の権利があって、送った情報を改ざん・消去して確認してくるのか?段落と空白を空けて、〇〇の訂正と明記してある。

消去している内容を再送する必要があり多大な負担がかかっている。

特定年月日E付けで「開示する情報は、訂正する必要がないように送った相談 内容をすべて正確に記載してください。」と送っています。

訂正請求を改ざんするために、確認を求めることは許されない行為である。

何故,私が訂正内容を勝手に消去している補正を期限内に確認する必要がある のか?

中国四国管区行政評価局は、氏名のフリガナを記録していない。特定行政評価 事務所は姓のフリガナしか記録していない。外国人と記録している。私は日本 人です。

特定行政評価事務所は、相談対応票(特定受付番号B)に、メールアドレスを 記録していない等、細かい記録の改ざんをしている。

特定行政評価事務所は、何の解決も改善も図っていないのに、相談対応票を作 成途中にしている。

中国四国管区行政評価局は相談対応票(特定受付番号C)で同じことをしている。作成途中にするために返答をしていない。完結年月日を記載していない。 中国四国管区行政評価局と特定行政評価事務所は、口裏を合わせて、金融庁の 不正を隠ぺいしている。

中国四国管区行政評価局特定職員Aと特定行政評価事務所特定職員Bは、同じように必要の無い補正を理由に、「高齢で耳が聞こえないと記載していたにもかかわらず」連日電話をかけてきた。2件の開示請求を1件にまとめることができる。文書で連絡すればよいだけの、更に補正に掛かる費用のほうが多い、必要が無い補正を命じてきた。電話で対応させることで、記録の改ざんを行お

うとした。

高齢者と障害者に対する人権侵害を繰り返し行った。特定行政評価事務所は 「電話連絡が取れませんので」と、事実と異なる記載をしている。非を認めな い。謝罪をしなかった。

行政評価事務所にとってだけ都合のよい情報にしている。金融サービス相談員 と同じ手口です。

中国四国管区行政評価局は特定職員Aだけを対応させて,更に特定行政評価事 務所の特定職員Bに押し付けている。

中国四国管区行政評価局は、特定行政評価事務所に責任をすべて押し付けた。 中国四国管区行政評価局は、特定行政評価事務所が一切返答をしていないこと を知りながら、特定行政評価事務所が対応するといって無視をしている。

私が相談している金融庁の不正と、まったく同じことをしている。

行政が、不正を隠ぺいするために、相談内容を改ざんする。訂正できないよう にする。

記録の改ざんの責任をすべて相談員に負わせる。相談員だけを対応させる。上司の氏名を匿名化している。当時者である相談員だけを対応させ続けている。最終的に、個人情報を、改ざんする。問合せは全て無視をして、返答しない。私の金融庁に対する行政相談の内容は一貫している。金融庁は、「手続をできないようにしている。」と相談している。行政相談に対して、解決と改善を図る業務を行っていない。私の苦情の行政相談を金融庁に斡旋・仲介していない。直ちに、金融庁に問い合わせて、私に公益通報の手続方法を回答してください。金融庁に対して、書面での返答をするように斡旋と仲介をしてください。

金融庁の隠ぺい工作は延々と続いていると明確な理由を述べて行政相談をしています。

「行政相談に対して,何の解決と改善を図ったのか直ちに回答をしてください」と問い合わせていますが無視をして返答が無い。

私は、強制措置をとるといった相談をしていない。

金融庁の、周到に、計算された「手口」に対する相談をしています。

事例を挙げて、何故不正が可能なのか。不正が成立する要件をどう排除するのかを相談しています。

金融庁の不正を隠ぺいするために、相談内容を、特定金融機関Aに強制措置を とるとねつ造・改ざんした。違うと否定されたのに、相談を特定金融機関Aに 強制措置をとるとねつ造・改ざんしていることを撤回しなかった。取り消さな かった。訂正をしなかった。どこに強制措置をとると書いてあるのか説明をし なかった。

苦情を金融庁に通知していない。行政苦情救済推進会議に付議しなかった。行政相談を握りつぶした。嘘の個人情報を記録すること、個人情報を正確に記載しないことは、犯罪です。相談内容を記録しないことは、不正の隠ぺいです。

不正の隠ぺいのために嘘の情報を保有していることは明白であり、保有個人情報利用停止請求書で利用停止請求したとおりに利用停止と提供の停止をするように申し立てます。

「行政相談制度と国政オンブズマンの設置について

国政モニターの意見等(「国政オンブズマン」の設置について)

(URL:略)

オンブズマン的機能を果たして苦情の解決を促進しており,この点が諸外国におけるオンブズマン制度と同様の機能を発揮していると国際的に認識されています。」

と記載があるが、相談内容を無視して、一切返答しない。開示請求するまで対応がわからない。特定金融機関Aに強制措置をとると相談内容を改ざんして訂正をしない。金融庁に強制措置をとると相談内容を改ざんして訂正をしない。解決と改善を図らない。苦情を通知しない。返答を一切していない。行政の不正を隠ぺいしている。記載内容と対応がまったく違う。局所相談データベース、個人情報ファイルの利用目的に「相談事案に類似する事案の検索」「行政相談の傾向の分析並びに行政機関の業務上の課題の検証・把握」とある。

金融庁が、同じ「手口」を繰り返しているかどうかを、相談内容を記録しない ことで不正を隠ぺいした。

国民が同じ「相談」をしているかどうかを、相談内容を記録しないことで不正を隠ぺいした。ねつ造・改ざんをした情報を保有、提供することは認めることはできない。

以下,『』内に「特定文書番号A 特定年月日A 行政文書名 行政相談に対する局所相談データベース相談対応票」に対して,平成29年4月18日付け保有個人情報利用停止請求書で利用停止請求した内容を記載する。(誤字を訂正している。)

『(平成29年4月18日付け保有個人情報利用停止請求書)

利用停止請求の趣旨及び理由

趣旨 第1号該当,利用の停止 第2号該当,提供の停止

理由 相談内容を歪曲・曲解してねつ造・改ざんしている。相談内容を記録し ていない。

個人情報を改ざんしている。利用停止を請求する。

情報の偽造・ねつ造が明白であるため、情報の利用の停止と提供の停止を請求する。

当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、 第三条第二項の規定に違反して保有されているとき。

第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人 情報の提供の停止。

第1号と第2号に該当する。

総務省の行政相談の説明に記載してある対応と違う。国民に嘘をついて騙して個人情報を不正に取得している。個人情報を改ざんしている。行政の不正を記録しないことで隠ぺいしている。

相談内容と、対応内容が、まったく事実と異なっている。

行政評価事務所の対応は、行政相談を無視した。返答をしなかった。解決と改善を一切図らなかった。他に無い。強制措置をとると相談内容をねつ造した。 どこに強制措置をとるといった相談があるのか回答をしていない。

総務省と、金融庁にとって都合の悪い情報をすべて消去している。行政評価事 務所の対応をねつ造している。私が高齢で耳が聞こえない。体調を崩している といった情報を記録していない。

ねつ造・改ざんをした情報を保有、提供することは認めることはできない。

特定年月日C付け保有個人情報訂正請求書で述べている内容を以下に記載する。 行政評価事務所の対応は、行政相談を無視した。開示請求をしたら、私は高齢 で体調を崩している。耳が聞こえないと記載していたにも関わらず、電話で対 応させて相談内容を改ざんするために、連日電話をかけてきた。

金融庁に問い合わせをして返答をしなかった。行政相談の解決と改善を図らず、握りつぶした。私の行政相談は、「金融庁に問い合わせをしたが返答が一切無いので、行政評価事務所が金融庁に問い合わせて返答してください」です。

金融庁の不正を隠ぺいするために、私の相談内容を歪曲・曲解してねつ造・改 ざんしている。訂正権は、文書のねつ造・改ざんを訂正するものではない。 私は、「銀行に強制措置をとる」との相談はしていない。

私は、行政評価事務所が、金融庁に対して強制措置をとるといった相談をして いない。

行政評価事務所が,法改正をするといった相談をしていない。

法の趣旨に反した行為、法の前提としてある法令等遵守に反した行為は犯罪である。

行政は不正をしないことが前提として法は制定されています。つまり何も罰則 が無い。

行政は、国民に嘘をついてはいけない。国民を欺いてはいけない。事実を公表 する義務がある。事実が公表されることで改善・解決する。

罰則が無いことを理由に、故意に不正を繰り返していることが、国民に明らかになれば、罰則は制定されます。行政評価事務所が、事実を公表しないことは 隠ぺいです。

金融庁に、問い合わせをしないことは、不正の隠ぺいです。

開示請求をするまで、行政相談を金融庁に問い合わせていないことを回答しなかった。

金融庁に問い合わせていないことを明確にしなかったことは、嘘をついて騙したのと同じです。

情報を開示しないと回答をしない。相談内容を歪曲・曲解するので、精神的に も肉体的にも経済的にも、とても負担がかかっています。

相談内容を歪曲・曲解しているとの行政相談に対して返答をしてください。 個人情報を正確に記載しない隠ぺい工作を行った。更に訂正をしなかった。 氏名の振り仮名を記載していない。年齢の記載が無い。

属性に、外国人と記載があるが違法である。国籍の保有は、違法である。 私が高齢で体調を崩していること。耳が聞こえないことを記録していない。 行政評価事務所の、きわめて悪質な対応を記録していない。

行政相談に対して、どのような改善と解決を図ったのか回答をしてください。 行政相談に対して一切改善と解決を図っていない。返答をしていないのが行政 評価事務所の対応です。

個人情報ファイルの利用目的にも反している。記載の訂正を請求する。

局所相談データベース「個人情報ファイルの利用目的

個別具体の相談に対応する際に必要な相談者の相設内容等の記録及び相談事案 に類似する事案の検索、行政相談の傾向の分析並びに行政機関の業務上の課題 の検証・把握のために使用する。

記録項目 1対応局所 2受付番号 3受付年月日 4完結年月日 5受付形態 6対応者 7名前 8フリガナ 9匿名 10性別 11年齢 12職業 13住所 14電話番号 15FAX番号 16E-mail 17秘匿希望事項 18件名 19相談内容 20対象内外分類 21事案分類 22行政分野分類 23男女共同参画関係分野分類 24行政機関分類 25事案移送 26対応結果 27対応経過 28調査結果 29あっせん・通報内容 30関係行政機関等の措置内容 31回答内容 32事後確認の要否 33事後確認結果 34救済推進事案 35添付資料」

記録項目に「国籍」は存在しない。国籍または外国人かどうかといった記録項目は存在しない以上、保有する理由は存在しない。保有してはいけない。

属性に、形式上「外国人」と記載していることはありえない。記録項目に無い情報を、形式上記載する理由が無い。外国人との記載は消去。

8フリガナ、11年齢を正確に記録していない。

訂正

氏名の振り仮名は、〇〇〇〇〇〇〇(審査請求人氏名のカナ), 年齢〇〇歳 (相談当時, 現在は〇〇歳)

送った行政相談に記載してある。

<5 個人情報の適正な取扱い>

Q 5 - 3

行政機関が個人情報を保有するに当たっては、どのような制限がありますか。 A 保護法第3条第1項においては、行政機関が個人情報を保有するに当たっ ては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利 用目的をできる限り特定しなければならないと定められています。また、同条 2項において、行政機関は、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、 個人情報を保有してはならないと定められています。例えば、行政機関が受給 資格の審査のために申請者の個人情報を保有する際に、その受給の要件の中に 「性別」が含まれていなければ、「性別」という内容は利用目的の達成に必要 とは考えられませんから、保有できません。

なお、上記のほか、行政機関は法令を遵守して適法かつ適正に個人情報の取得 に当たる必要があり、不適法に取得された個人情報は、利用停止請求の対象と なります。

行政相談と称するものは、関係行政機関に必要な斡旋を行い解決と改善を図る ものであると行政相談の説明に明記してあります。

行政相談の要件の中に、国籍または外国人かどうかといった要件は必要が無い。 そもそも記録項目に存在しない以上、保有する理由は存在しない。保有しては いけない。

属性に「外国人」と記載することで、「外国人」にねつ造した。謝罪と訂正を してください。

「相談事案に類似する事案の検索」とあるように、金融庁が、同じ「手口」を繰り返しているかどうかを、相談内容を記録しないことで不正を隠ぺいした。

「行政相談の傾向の分析並びに行政機関の業務上の課題の検証・把握」とあるように、国民が同じ「相談」をしているかどうかを、相談内容を記録しないことで不正を隠ぺいした。

過去において「金融庁が、文書での回答をしない」と行政相談している事例が あったのにもかかわらず、同じように、「文書での回答をしない」と繰り返し 行政相談があれば、問題になるので、相談内容を改ざんして不正を隠ぺいした。 行政の不正の手口を記録しない。行政相談を無視することで、繰り返し不正を できるようにしている。

「金融庁に問い合わせをしていないこと」に改ざんしているが、行政庁は「事前に」口裏を合わせて、記録の改ざんを行うのである。口裏を合わせることで、 違法行為の担保を行い、末端の職員に不正の責任を押し付けている。

中国四国管区行政評価局は、特定行政評価事務所に責任を押し付けている。

中国四国管区行政評価局は、特定職員Aだけが対応して、行政相談には一切返答していない。

特定行政評価事務所は、特定職員Bに、私の相談内容を歪曲・曲解してねつ造・改ざんする責任を押し付けている。行政相談を無視して一切返答していない。

「国民の立場に立った行政を目指します」とあります。

開示請求をするまで、対応が分からないのは、行政相談ではない。

行政評価事務所が、相談に応じていない。どう解決と改善するのかを回答して

ください。

「行政相談を無視して,金融庁に問い合わせをしませんでした。」と事実を公 表してください。

中国四国管区行政評価局と特定行政評価事務所は、行政相談に対して返答をしていない。

強制措置をとるといった相談にねつ造・改ざんしているとの苦情と通報を無視 している。

行政評価事務所は、相談内容を握りつぶして、金融庁の不正を情報隠ぺいと証 拠隠滅をしている。

総務省は不正の隠ぺいを行った。金融サービス利用者相談室と同じことをしている。

私は、「銀行に強制措置をとる」との相談はしていない。

行政評価事務所が、金融庁に対して強制措置をとるといった相談をしていない。 行政評価事務所が、法改正をするといった相談をしていない。

金融庁は、問い合わせを無視して一切返答をしないので、行政評価事務所に問い合わせてくださいと相談しています。なぜ金融庁に強制措置をとるといった相談になるのか?

件名の訂正

金融庁に問い合わせをしたが返答が一切無いので、行政評価事務所が金融庁に問い合わせて返答してください。

受付に関する情報の訂正

属性、外国人との記載は消去。

名前 ○○○○○(氏名の漢字表記)(○○○○○○○)(氏名のカナ), 年齢○○歳(相談当時,現在は○○歳)である。

事案に対する情報の訂正 事案分類は苦情である。行政分野分類は、法令等遵守、情報開示、公文書管理である。

相談内容の訂正

金融庁は、高齢で耳が聞こえないので、文書での回答をして欲しいと依頼した のにもかかわらず、「金融庁は、文書での回答を一切しない」と応じなかった。 金融サービス利用者相談室は、文書での回答をしないだけでなく、FAXと郵 便、ウェブ上から相談できることを教えなかった。高齢者と障害者に対する人 権侵害であり違法である。

不正と違法行為を記録しないことは犯罪である。

金融庁の事績管理簿と同様に、行政相談に、「私が高齢で耳が聞こえない」「悪質な対応を受けたので体調を崩している」という情報を記録していない。ウェブ上から相談できることと、メールで相談できることは同じではない。文書を送ることができるが、電話でしか返答しないことは、文書で相談できることにはならない。電話でしか返答しないことは、電話でしか相談できないの

と同じである。

FAXと郵便、ウェブ上から相談できることを教えないことは、電話でしか相談できないのと同じである。

文書で相談して、文書で返答があることが文書で相談できることである。

故意に「金融庁は、実質、電話でしか相談できなくしている」ことを行政相談 している。

相談内容は、正確に記録する必要がある。

金融庁法令等遵守調査室は、「電話と面談で通報をできない」ようにしている。 「匿名」で通報できないようにしている。

金融サービス利用者相談室と金融庁法令等遵守調査室の対応を比較することで、金融庁の故意性が明確になる。相談内容は、正確に記録する必要がある。

「事実」を記録しないことは、相談内容の偽造とねつ造である。

私の相談は、行政相談に該当している。行政相談の説明には、解決と改善を図ると明記してある。

「行政庁が国民からの問い合わせを無視している」苦情の行政相談をしていま す。

行政相談

(URL:略)

問1 行政相談とは、どのようなものですか?

総務省の行政相談は、国の行政全般について苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場から関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現の 促進を図るとともに、それを通じて行政の制度及び運営の改善を図るものです。 年間約17万件の相談を受け付けています。

問5 行政相談では、具体的にどのような相談を受け付けてもらえますか? 総務省の行政相談では、国の行政について苦情がある、また、こうしてほしい といったご相談のほか、「困りごとがあるが、どこに相談してよいか分からな い」、「関係機関に相談したが、相手の説明や対応に納得がいかない」、「い ろいろな事情から、関係機関に直接苦情を言いにくい」、「制度や仕組みが分 からない」といったご相談を受け付けています。

『国の行政全般について苦情や意見・要望を受け付け、公正・中立な立場から 関係行政機関に必要なあっせんを行い、その解決や実現の促進を図るとともに、 それを通じて行政の制度及び運営の改善を図るものです』

『国の行政について苦情がある,また,こうしてほしいといったご相談』 『「関係機関に相談したが,相手の説明や対応に納得がいかない」』『「制度 や仕組みが分からない」』とあります。

行政相談とは、関係行政機関に必要なあっせんを行い、解決と改善を図るものです。

私の相談は,上記の行政相談に該当しています。

金融庁に対する苦情や意見・要望があります。行政について苦情がある,また, こうしてほしいといったご相談,金融行政の不正の通報と要望があります。 金融庁の,説明や対応に納得がいかない行政相談があります。

「制度や仕組みが分からない」,非違行為の通報への対応,情報開示と公文書管理においての金融庁の対応について,行政相談しています。

『非違行為の通報の受付状況を誤魔化す省庁が、存在している』

受付状況を誤魔化しても罰則が無い。虚偽の公表をしても罰則が無い。

相談には、行政相談、行政110番の相談、行政評価の相談が含まれています。 すべて行政評価事務所の管轄です。

金融行政の現状と、金融庁の隠ぺい工作の経緯、すべて関連していますが、本来全ての相談は別になっています。

国の行政について苦情がある、また、こうしてほしいといったご相談。 行政全般について苦情や意見・要望。

「困りごとがあるが、どこに相談してよいか分からない」

「関係機関に相談したが、相手の説明や対応に納得がいかない」

「いろいろな事情から、関係機関に直接苦情を言いにくい」

「制度や仕組みが分からない」

行政相談の説明に記載されている相談をしています。

- 1,金融行政について。
- 2, 金融サービス利用者相談室の対応について。
- 3, 法令等遵守調査室の対応について。
- 4, 金融庁の公益通報, 非違行為の通報, 法令等遵守態勢について。
- 3,4の対応は密接に関係している。
- 5, 金融庁総務企画局政策課 情報公開・個人情報保護室の対応について。
- 6, 金融庁総務企画局政策課訟務室の対応について。

特定職員Cは、情報公開・個人情報保護室長、法務室長、訟務室長を兼ねている。

- 5,6の対応は密接に関係している。
- 7,公文書管理と情報開示制度について。金融庁の公文書管理と情報開示制度 と対応について。
- 8, 行政不服審査法について。金融庁の行政不服審査法の対応について。
- 5, 6, 7, 8は密接に関係している。
- 1,金融行政の基本は「嘘をついて騙すこと」「手続きをさせない」です。 組織的に「個別」に、嘘をついて騙す。問い合わせに対して一切返答をしない。 金融サービス相談員が、嘘をつくことで記録の改ざんを実行する特殊な犯罪行 為の相談をしています。

金融庁は、国民に、嘘をついて騙しています。「発覚しなければ犯罪ではない。」「国民に立証できなければ犯罪ではない。」のが金融庁における法令等

遵守です。

「いろいろな事情から、関係機関に直接苦情を言いにくい」事情を明確に相談 しています。「関係機関に相談したが、相手の説明や対応に納得がいかない」 にも該当しています。

「困りごとがあるが、どこに相談してよいか分からない」にも該当しています。 「制度や仕組みが分からない」にも該当しています。

私は、「金融庁は、質問に対して嘘を返答してきた。問い合わせを一切無視しでいる。事実確認に応じない。」ので「行政評価事務所が金融庁に問い合わせてください」と行政相談しています。

行政相談すべてに共通した、私の相談です。

金融庁の体制は、職員を匿名化するために、金融サービス相談員だけを国民に直接対応させています。

公益通報を受理するかを決定する、外部労働者通報保護委員会のメンバーは、 全員、各課の文書の管理(監査)責任者です。

メンバーは全員、各課の文書の管理と監査を兼ねています。

同じ職員が文書の管理と監査を兼ねている。「管理者」が「監査」を兼ねてい たら、公正な監査はできません。

情報公開・個人情報保護室長と訟務室長を同じ職員が兼ねている。

検査と監査を同じ職員が兼ねる金融モニタリングと称する検査の手法。

不正の隠ぺいと、証拠隠滅をできる体制になっています。

文書管理に対する公正がない。不正の通報と行政評価の相談になります。

文書の管理と監査を、同じ職員が「兼ねてはいけない」とガイドラインを改正 して欲しいと要望しています。

検査と監査を同じ職員が兼ねる金融モニタリングの手法に対する行政評価の相談になります。情報公開・個人情報保護室長と訟務室長を同じ職員が兼ねている行政評価の相談になります。不正の通報でもあります。

金融行政の、行政評価の相談として、現在、金融庁は金融機関を検査しなくなっています。

検査情報受付窓口から金融モニタリング情報受付窓口に変更。(特定月日A) 検査情報受付窓口にあった『これまでも、利用者の皆様から多数の情報をご提 供いただき、検査に活用しているところですが、金融機関の検査においては、 利用者の皆様からの情報が何よりも重要であるため、特に検査を実施している 金融機関については、早期に情報をご提供いただくようお願いいたします。』 『検査には、経営管理(ガバナンス)態勢や各種リスク管理態勢等を総合的・ 一体的に検証する「総合検査」のほか、特定の分野及び事項に焦点を絞って検 証する「部分検査」があり、「部分検査」については、例えば、金融機関のコ ンピューターシステムを主な対象とした検査など、様々なものがあります。』 等、検査に使用するとの記載、金融検査が利用者保護の確保、利用者利便の向 上に関して行われるとの記載を全て削除しました。

検査情報受付窓口から金融モニタリング情報受付窓口に変更(特定年月日F頃)、さらに金融モニタリング情報収集窓口(特定年月日G頃)に変更をしています。検査実施中の金融機関の公表をやめました。提供された情報を検査に使用するとの記載をすべて削除しています。「検査実施中の金融機関」から「情報を受け付けている金融機関」になり、現在「情報を募集している金融機関」になっています。(URL:略)

利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して開設された検査情報受付窓口から、窓口開設の趣旨が公表されていない金融モニタリング情報収集窓口になっています。変更の際、報道発表がありませんでした。金融モニタリング情報収集窓口に変更の際URLとFAX番号を変更しています。

『特定年月日H,「情報を募集している金融機関」の掲載を廃止しました。』 立入検査に関する情報を公表しなくなっています。

特定事務年度A 金融庁の1年では、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日を公表しています。

特定事務年度 B 金融庁の1年から、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日を公表しなくなっています。

特定年月日 | に「金融検査に関する基本指針」の「金融機関の法令等遵守態勢」を「経営管理態勢や金融円滑化管理態勢」に変更して「金融検査に関する基本指針」からすべて削除しています。

「検査結果通知の作成・手交、審査標準処理期間(3ヶ月)を設定」が「立入終了後、出来る限り早期に行う。」に変更。「検査結果通知の手交」が削除されています。

報道発表資料として公表をしていません。

「金融検査に関する基本指針」はパブリックコメントを募集して決定していますが、変更の際、パブリックコメントを募集していません。

金融検査の「目的」と「使命」をこっそりと変更して「金融機関の法令等遵守態勢」を検査しなくなっています。

金融庁の1年 特定事務年度B版(特定年月日J公表)

金融庁は、日本の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。麻生太郎金融担当大臣の署名入り冒頭の署名文から特定事務年度A版以前にあった『公正・透明な市場の構築』が削除されています。

(URL:略)

金融庁の1年 特定事務年度C版(特定年月日K公表)にはそれまであった金融担当大臣の冒頭の挨拶はありません。

(URL:略)

特定事務年度B以降、特定金融機関Aと、特定企業の検査結果が含まれた公表をしていません。

報道発表資料 特定年月日 L 特定事務年度 B 版「金融検査結果事例集」の公表について。目次に信託兼営金融機関、金融持株会社の項目がありません。

報道発表資料 特定年月日M 特定事務年度 B 金融モニタリングレポートの公表について。金融モニタリング基本方針に基づく公表とありますが、レポートの公表と基本方針の項目が一致していません。主要行等に対する検証項目がありません。

特定事務年度Cは、特定金融機関Aと、特定企業は一度も「情報を募集している金融機関」に掲載されませんでした。

特定事務年度C以降の「金融検査結果事例集」は、事務年度で行われた検査事例集ではなく、過去の事例を含めた公表になっています。

特定事務年度Dの「金融検査結果事例集」の公表がありません。

「金融検査結果事例集」の公表をしなくなりました。

特定年月日N金融モニタリング基本方針の公表がありました。検査と監督を同じ職員が兼ねる、金融モニタリングと称する検査の手法の公表以降、金融庁は、金融機関を検査しなくなっています。

高齢者の金融トラブルは増加を続けていますが、金融モニタリングと称する検査の手法の公表以降、金融機関の処分は半減しています。

金融機関の違法行為を検査しないのだから、処分がされるわけが無い。

現在,金融庁は金融機関を検査しなくなっていることで,預金者が保護されな くなっていることに関して苦情と行政評価の相談をしています。

特定金融機関Aに対する特定年月日〇を検査実施日とする検査と特定年月日Pを検査実施日とする検査、特定企業に対する特定年月日Pを検査実施日とする 検査において、不正がありました。

立入検査実施中の特定年月日Q,私の相談している銀行は、特定金融機関B支店Cなのに、金融庁は、私の相談している銀行を、特定金融機関D支店Cに改ざんしていました。特定金融機関Aの合併前の別の銀行に、改ざんしていました。

当時は特定金融機関Bと、特定金融機関Dはシステムが違うために、特定金融機関Bの口座を、特定金融機関Dでは検索できませんでした。

金融庁の記録の改ざん方法は特殊で、金融サービス相談員が「相談者(国民)に嘘をつくことで」記録の改ざんを行います。

私が聞こえていないことを確認したうえで、特定相談員Aは「特定金融機関D 支店C」と言っていました。

文部科学省の天下り斡旋事件で、虚偽の「想定問答」を作成して口裏あわせを していたことが発覚しています。「現職の職員」が就職をあっせんしていたら 違法になるので、「OB職員」があっせんしたように、事実をねつ造すること で画策した事件です。

「想定問答」を作成して、大学に対して、口裏をあわせるように、指示して、 不正を組織的に隠ぺいしようとしました。

金融庁金融サービス利用者相談室(大臣目安箱)でも同じことが行われていて、あらかじめ相談者ごとに個別の改ざんの手順が計画されています。

匿名でも相談できるようになっていますが、番号非通知設定が無効になっています。待機している相談員がいます。待機している相談員が対応した後、担当相談員に代わります。相談員と、相談者(国民)の通話を同時に聞きながら、相談員に指示している第三者がいます。

立入検査実施中に私の相談している銀行を「特定金融機関D」に改ざんする際は、いつもと違い、最初に対応してきた特定相談員Bが「相談している銀行を言ってください」と言っています。

相談者(私)が特定金融機関B支店C,あるいは特定金融機関A支店Cと銀行名を言えば、特定相談員Bが「特定金融機関D支店C」と言い返してから、担当の特定相談員Aに代わる手順を計画していました。

実際には、私は聞こえていないので特定相談員Aの名前を言っていたら、特定相談員Aに代わり特定相談員Aが、私が聞こえていないことを確認した上で、「特定金融機関D支店C」と言いました。

最初に対応した相談員が「相談している銀行を言ってください」と言ってから、「特定金融機関D支店C」と言い返す。その後に担当相談者に代わる手順を計画していました。

金融庁検査局総務課検査情報受付窓口に、特定金融機関Aは実際には口座を検索していないと、明確な証拠を送りました。

金融庁は,私の過去の相談(伝達)を改ざんすることを計画していました。

特定年月日R, 大臣目安箱に電話した次男に対して, 特定相談員 B が, 母(私)が何度も相談しているので, 提言はできない。相談しかできないと騙しました。(検査情報受付窓口に匿名で送ったことに改ざんするために)「匿名で送った人ですか」と聞いてきました。

特定相談員Bの方から、特定金融機関Aの対応を確認するように言ってきました。個人情報は本人(私)にしか教えられないので、私の代理人になれば、私の相談内容を教えると騙しました。上司に確認に行く過程を入れる。上司に確認して相談内容は教えると騙した後、上司に確認に行き、今いないので教えられないと騙す。上司の名前は言わない。

私の相談回数は6回ある。伝達回数は3回あると嘘の情報を教えてきました。3回も伝達している。金融庁は、私に誠心誠意対応したと嘘をつきました(そう記録したかった)。代理人は、私の本人確認をするだけと騙して、私に電話を代わらせて、「最後の相談日、最後の伝達のあった相談日が特定年月日S」と嘘をつきました。

次男を,私の代理人に仕立てあげるため,私に「一任する」と言わせることが 目的で,相談内容を教えると騙しました。

次男には担当は特定相談員Aでも特定相談員Bでも自由といっていたのに、特定相談員Aが対応するといって、特定相談員Aに代わろうとしていました。

特定年月日Q,最初に対応して、相談している銀行名を聞いてきた特定相談員 Bと、特定年月日R,大臣目安箱で対応してきた特定相談員Bは、同じ相談員 です。

3回あった伝達が1回になりました。日付により相談回数と伝達回数が増減しました。

3回あった伝達を、1回にするために「最後の相談日、最後の伝達のあった相談日が特定年月日S」と嘘をついていたのですが、特定年月日Tの相談回数を 2回と嘘をついていました。

特定年月日Tの伝達日だけを、嘘の情報を教えることで改ざんして、相談回数が2回なので 伝達回数も2回、特定年月日Sとあわせて3回と嘘をついています。

特定年月日Tの相談回数は3回あるのに、2回と嘘をつき続けていました。

特定相談員Bは、私の相談回数は6回ありますと言って、5回言って6回言ったと、嘘をついていることは明白なのに、嘘をついたと認めませんでした。

私の相談回数は7回ありますと言って、6回言って7回言ったと、嘘をついていることは明白なのに、嘘をついたと認めませんでした。

相談回数が6回から7回に増えたことを認めませんでした。

特定年月日Tの相談回数が2回から3回に増えたことを認めませんでした。

最後の相談日、最後の伝達のあった相談日は、特定年月日Qなのに、特定年月日Sと嘘をついていることが発覚したことがきっかけで、「相談員が嘘をつく」記録の改ざんの手口が発覚しました。

相談内容を教えると騙して代理人に仕立て上げてから、個人情報なので相談内 容は教えられない。嘘の伝達日と、嘘の伝達内容だけを教えてきました。

金融庁が、過去の伝達内容を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改ざんして、金融庁の改ざんしたとおりに、特定金融機関Aは貸金庫の検索をしていないのに、「貸金庫の検索」をしたと返答してきました。この返答にあわせて結果通知日等を改ざんしていると推測しています。

特定金融機関Aは、特定年月日Oから特定年月日Rまで、検査実施中の金融機関として掲載されていました。大臣目安箱での通話中に、更新されて掲載から消えました。

特定年月日Rは(特定曜日A)です。

再び、特定金融機関Aと、特定企業は、特定年月日P(特定曜日B)から検査 実施中の金融機関として掲蔵されました。

過去の伝達内容を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改ざんして立入検査

を実施しようとした。

特定年月日U 金融庁 特定事務年度D 金融レポートについて 特定事務年度D金融レポート

業務改善命令(銀行法第26条等)及び報告徴求命令(銀行法第24条等)について、報告義務の解除に向けた目線を改める。例えば、現在の運用は、立入検査等で問題がないと判断されることが報告義務の解除の大きな判断材料となっているが、十分な実効性のある改善対応策が示され、それが履行されているのであれば、報告義務の解除の判断を行うこととする。

「立入検査等で問題がないと判断されることが報告義務の解除の大きな判断材料となっている」ので、特定年月日P(特定曜日B)から立入検査を実施しています。

立入検査実施中に、監督庁が記録の改ざんを行っています。検査妨害です。現在に至るまで隠ぺい工作を続けています。金融庁は、立入検査に関する情報を 開示しなくなっています。

金融行政の現状は,預金者が保護されなくなっている。国民すべてに影響があります。

これらは、不正の通報になります。行政110番の相談になります。行政評価の相談でもあります。

金融行政の目的は「銀行を検査しないことにある」

私が事件の全容を説明したのは、金融庁の対応は組織的で計画的な出来事だからです。

私の行政相談は、金融行政に対する「行政への苦情」と「行政評価・政策評価」に対する意見・苦情が存在しています。

「行政への苦情」と「行政評価・政策評価」への意見・苦情は密接に関係しています。

金融庁は、虚偽の公表をしている。金融検査事例集や、立入検査の予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日を公表していない等が「行政評価・政策評価」に対する意見・苦情になりますが、何故なのかいう理由が「行政への苦情」になります。

私たちの件で特定金融機関Aとの間だけでなく、金融庁との聞で「起きた出来事」が関係しているので全容を説明しています。金融庁と、特定金融機関Aとの間で「起きた出来事」は現在進行形で隠ぺいが続いています。

金融行政の目的は「銀行を検査しない。」銀行の違法行為の隠ぺいも含まれています。

現在更に「銀行を検査しなくなっている。」

立入検査を「利用者保護、利用者利便の向上のために行う」という文をすべて 削除しています。しかし金融モニタリングと称する検査の手法の評価を、金融 庁はAとしています。 預金者は保護されなくなっている。情報を募集している金融機関の募集を廃止 した。これらは「行政評価・政策評価」に関係している相談あるいは意見・苦 情になります。

何故そうなったのかという部分が、私たちと金融庁と特定金融機関Aの件が関係しています。「行政苦情救済推進会議」「行政110番」等、行政評価事務所の管轄の相談です。

2, 金融サービス利用者相談室の対応について。

金融サービス相談員は「金融庁は銀行を検査しない」と騙している。

伝達と称して、利害関係者に秘密漏洩をしている。伝達の説明をしていない。 金融ADRを教えていない。銀行法を教えていない。銀行法があることを教え ていない。

質問に回答しない。苦情に対応しない。苦情に対して窓口を教えない。上に報告するというが、上はどこか教えられないと、教えない。

「私と家族は誰も口座を解約していない。特定金融機関Aは口座を解約していると言うが、解約日を教えない。違法ではないのか?」との質問に対して、特定相談員Aは回答をしなかった。

私は高齢で耳が聞こえないので、書面で返答して欲しいと依頼したが、金融庁は書面で一切返答をしないと応じなかった。FAXや郵便で情報を送る方法を教えなかった。

これらは特定相談員Aの対応についての苦情の相談となります。

しかし金融サービス相談員の対応は金融庁に、指示をされているとおりの、対応をしている。国民全でが同じ対応を受ける。金融サービス利用者相談室と、金融サービス相談員に対する苦情と行政評価の相談になります。不正の通報でもあります。

高齢者と障害者に対する人権侵害の相談になります。

金融庁は書面で一切返答をしないので、書面で返答するようにしてくださいというのが要望となります。

金融庁は、金融サービス利用者相談室を公益通報できないように設置しています。消費者庁のガイドライン改正のとおり、国民が公益通報できるようにしてくださいと要望しています。

金融サービス相談員は,相談者に嘘をついて騙す,相談内容を改ざんする, 秘密を漏洩する,記録の改ざんをするために存在しています。

相談者(国民)に嘘をついて騙す、相談内容を改ざんする、秘密を漏洩するというのは、相談ではありません。電話で対応する、電話でさせることで、相談 内容を改ざんしている。

金融サービス利用者相談室では、組織的で、計画的に、故意に「電話でしか相談できない」ようにしていることに対して、苦情と行政評価の相談をしています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」 等(平成28年4月施行)の施行があった後も,電話での返答しかしないと記載してあります。

高齢化社会であり、FAXや郵便、メールで返答をしてください。書面のやり取りで相談ができるようにしてください。というのが要望となります。

「応対内容の明確化等のため,通話内容を録音させていただいております」と アナウンスされていたのに,金融庁は,事実確認に応じなかった。

事実確認に応じない苦情と、事実確認に応じるようにという要望の相談をしています。

上司の氏名を教えない。開示しない。苦情と通報に対して同じ相談員が対応を 続けてくることに対する苦情の相談をしています。

金融サービス利用者相談室では、上司に電話で代わることができない「決まり」があると言っています。苦情と通報に対して当事者が対応を続けてくることは違法です。

通話内容を開示しなかった。1週間で自動的に削除しているというので法令等 遵守調査室に、通話内容の保存を申し立てていたのに、通話内容を開示しなか った。

「1週間で自動的に削除している」と公表していないことに対する苦情と,

「1週間しか保存していない」ことに対する苦情を相談しています。

「1週間で自動的に削除している」と嘘をついていることに対する苦情を相談 しています。

通話内容の開示に対する情報を公表していない苦情と, 「1週間で自動的に削除している」と記載することが要望となります。

「1週間で自動的に削除している」ということは通話内容を開示していない。 行政文書として適切な管理をしていない。通話内容を開示することを要望して います。

「1週間で自動的に削除している」ということは実質、録音した通話を開示できない。

「応対内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております」とアナウンス、または記載があれば、当然、国民は、自分で通話を録音しない。 国民を騙していることになると、苦情を相談しています。

通話内容は、行政文書です。金融庁は行政文書として管理していない苦情を相 談しています。

特定相談員Bは,通話は「自動的に1週間で削除される。相談員が事績管理簿作成の際に,確認するために録音している。」と言いました。

しかし上司に確認に行った後は、通話を録音しているかどうかを含めて一切公表していない。何時削除しているのか、どう扱っているのか一切公表していない。と言いました。

金融サービス利用者相談室(大臣目安箱)では最初に「応対内容の明確化等の ため、通話内容を録音させていただいております」とアナウンスされています。 上司は、通話を録音しているとアナウンスしているのに、通話を録音している かどうかを含めて一切公表していないと嘘をついています。

相談員が事績管理簿作成の際に通話を確認していると、明言しているのに、何 時削除しているのか、どう扱っているのか一切公表していないと嘘をつきまし た。

特定相談員Bは、「一週間で削除していると言っているだけ」と、国民には嘘をついていることを明言しています。

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(個人情報の保有の制限等)

第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的 (以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第四条 行政機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財 産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等(独立 行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十 九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第一項に規 定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体又は地方独立行 政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に 規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)が行う事務又は事業の適正 な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

法の趣旨と、法第3条、個人情報の保有の制限、法第4条、利用目的の明示を 鑑みて、金融庁の、通話の録音の取扱いは、違法であると苦情の行政110番 と、行政評価の相談をしています。 金融サービス利用者相談室の体制として、匿名でも相談できるようになっていますが、番号非通知設定が無効になっています。

待機している相談員がいます。待機している相談員が対応した後,担当相談員 に代わります。相談員と,相談者(国民)の通話を同時に聞きながら,相談員 に指示している第三者がいます。

電話をかけた時点で、個人情報を取得している。

個人情報を、不正に取得していることに関して、違法であると不正の通報と、 行政評価の相談をしています。

国民からの相談に応じるために、金融サービス利用者相談室を設置していない。 公益通報をできないように相談室を設置している。

特定年月日N、金融モニタリング基本方針の公表以降、特定年月日Vから相談員の業務内容に「その他金融サービス利用者相談室内の事務」が追加されました。

「その他金融サービス利用者相談室内の事務」は「記録の改ざんに関わる作業」のことであると苦情と行政評価の相談をしています。

金融モニタリングと称する検査の手法に対する行政評価の相談をしています。

金融サービス相談員が、記録を改ざんすることで、金融機関の検査をしない。

違法な検査を行う。同じ職員が検査と監督を兼ねることで、出鱈目な検査を実施している。不定の通報と、苦情と行政評価の相談をしています。

特定年月Aから、主任金融サービス相談員(一年雇用の期間業務職員)を設置することで、上司(職員)の責任を匿名化していることに関して苦情と行政評価の相談をしています。

特定年月Bからの、金融サービス相談員の業務内容から、応接録の作成を削除 していることに関して苦情と行政評価の相談をしています。

相談員の業務内容から応接録の作成を削除することで、応接録を開示できなくなる。相談をした事実がなくなる。

特定相談員Bは,通話を1週間で削除しているが隠ぺいではない。応接録を作成していると言いました。

録音した通話を開示しない。応接録は作成(保有)していないと開示しない。 相談をした事実を抹消できるようになっている、苦情と行政評価の相談をして います。

金融行政全般に共通していますが、国民に嘘をついて騙すのが金融行政の基本となっています。

国民に「通話を録音している」と騙してから、金融サービス相談員が嘘をつく。 匿名でも相談できると騙しています。

何故, 国民が繰り返し, 懇切丁寧に, 行政相談の内容を説明する必要があるのですか?

金融サービス利用者相談室と、行政評価事務所の役割は同じです。

相談窓口が、不正の通報を握りつぶす。相談内容を記録しない。相談内容の改ざんを行う。

行政評価事務所の場合、省庁に問い合わせをしない。金融庁に、問い合わせを していないことに改ざんしている。

金融庁は、利害関係者と通謀して、過去に遡り記録の改ざんを実行している。 行政評価事務所は、省庁と口裏を合わせている。共謀、通謀をしている。不正 の手口は共通です。

「嘘をついて騙す」のは、国民に対する人権侵害ですが、「嘘をついて騙すように指示されている」金融サービス相談員に対する人権侵害でもあります。 高齢者と障害者に対する人権侵害を止めて欲しい。

金融サービス相談員に対する人権侵害を止めて欲しいと相談をしています。

「行政庁が国民からの問い合わせを無視している」と苦情の行政相談をしています。

上記の行政相談を、金融庁に何度も問い合わせをしているが返答が一切無い。 隠ぺい工作を延々と続けています。3年間同じ対応をされている。

行政評価事務所が金融庁に問い合わせてくださいと、行政相談をしています。

- 3, 金融庁法令等遵守調査室の対応について。
- 4, 金融庁の公益通報, 非違行為の通報, 法令等遵守態勢について。
- 3,4は関連しています。公益通報,非違行為の通報窓口が法令等遵守調査室です。

法令等遵守調査室は、虚偽の公表を繰り返しています。

事実として「非違行為の通報の受付状況を虚偽の公表をしています。」 金融庁には、法令等遵守が存在しない。

送った情報を確認した上で、隠ぺい工作を繰り返していることに苦情と行政評価の相談をしています。

特定年月日X,消費者庁のガイドライン改正で公益通報は「労働者以外の方からの通報であっても、当該通報が処分等の権限を有する行政機関への公益通報についての他の要件を満たす通報である場合には、当該行政機関は公益通報の場合と同様に対処する」となっています。

しかし金融庁には、労働者以外の方(国民)からの公益通報窓口がありません。 国民からの公益通報の手続きの開示を請求すると、保有・作成していないと返 答がきました。

全省庁が申し合わせてガイドラインを改正しているのに,法令等遵守調査室は, 消費者庁のガイドライン改正に従っていない。

苦情と要望の相談になりますが,行政評価・行政110番の相談にも該当しています。

通報窓口が無ければ、公益通報ができない。手続きができないようにしている。 法令等遵守調査室に、事実として日付により相談回数と伝達回数が増減した。 金融サービス相談員が嘘をついている。嘘をつくことで記録の改ざんしている。 非違行為を通報して、通話の保存と事実確認を申し立てていましたが、ずっと 無視を続けていました。

通報に対して、返答を一切しなかったことに対して苦情の相談をしています。 特定年月日Pから特定金融機関Aと特定企業は検査実施中の金融機関となって いました。

検査実施中の金融機関に掲載中になっている間は、特定年月日Yから特定年月 C末までの受付状況を更新しませんでした。特定月A末を過ぎても更新をしな いことで「受付をしていないこと」を誤魔化していました。

検査実施中の金融機関から掲載を終了するまで、受付状況を更新しなかったことに対して苦情の相談をしています。

掲載が終わった特定月B末頃、「特定年月日 Z から特定年月 C 末まで」と「2年表記」にして、受付状況を 0 件なのに 2 件と虚偽の公表を特定年月日 a まで続けていました。

(法令等遵守調査室に寄せられた情報の受付状況)

特定年月日 Z から特定年月 C 末までの間に法令等遭守調査室に寄せられた情報のうち受付対象となる金融庁職員の行政上の行為の法令等遵守に関するものは 2 件です。

なお、情報の受付けを開始した特定年月D以降、これまでに寄せられた金融庁 職員の行政上の行為の法令等遵守に関する情報は4件です。

非違行為の通報窓口が受付状況を 0 件なのに 2 件と虚偽の公表をしていたことに対して苦情の相談をしています。不正の通報になります。

受付状況を掲載していた期間を開示しなかった。

受付状況を0件なのに2件と虚偽の公表をしていた理由を開示しなかった。

検事として検察庁法第六条に基づき金融庁法令等遵守監理官 検事,特定職員 D様,特定職員E様,金融庁で行われている組織的な非違行為を捜査してくだ さい。と法令等遵守調査室に通報していたら,肩書きを「検事」から「判事」 に変更しました。

判事が検事として出向しているので、検事であると指摘すると、肩書きを記載 しなくなった。

判事が検事を共犯者にするのが役割であると、指摘すると、メンバーから判事の数を1人減らした。判事2人検事1人だったのを、特定年月日bから判事1人、検事1人にしています。

送った情報を確認している証拠です。送った情報を確認した上で隠ぺい工作を している。苦情の相談をしています。不正の通報になります。

特定職員Eは特定年月日cの時点で法令等遵守調査室のメンバーではありませんが、更新がなく特定月日Bまでメンバーとして掲載されていました。特定年月日c,特定職員Fは、特定月日C現在のメンバーとして更新されました。

更新時期(間隔 2か月後に更新等)に意味があり、更新はしても受付状況は 更新しないことに意味を持たせて、何らかのアピールを繰り返しています。 虚偽の公表を、故意にしている。苦情の相談をしています。不正の通報になり ます。

法令等遵守調査室のメンバーが法務省刑事局付になる等、隠ぺいに都合の良い 人事異動が行われていることに、苦情の相談をしています。不正の通報になり ます。

違法行為の担保として、法令等遵守調査室のメンバーに判事と検事がいる。 そもそも金融庁には、法令等遵守調査室を宛先にした受付窓口が存在しない。 法令等遵守調査室には郵送やFAX、ウェブ上でしか送る手段がありません。

「電話と面談」で公益通報をすることができません。匿名での通報ができない。 通報に返答を一切しない仕組みになっている。誰が受付したのか匿名にしてい る

宛先は、金融庁法令等遵守監理官宛てであり、法令等遵守調査室宛ての受付窓口はありません。法令等遵守調査室が受付窓口と、虚偽の公表をしています。金融庁法令等遵守監理官と、「法令等遵守調査室のメンバー」と誤解させるような宛先にしている。金融庁法令等遵守監理官は「法令等遵守調査室のメンバー」ではありません。

苦情の相談をしています。不正の通報になります。

特定年月日 C 現在の記載です。公表している 1 件は私たちの件と関係ないので 3 件ある受付件数を 1 件と虚偽の公表をしています。

(法令等遵守調査室に寄せられた情報の受付状況)

特定年月日 e から特定年月 E 末までの聞に法令等遵守調査室に寄せられた情報のうち受付対象となる金融庁職員の行政上の行為の法令等遵守に関するものは1件です。

なお、情報の受付けを開始した特定年月D以降、これまでに寄せられた金融庁 職員の行政上の行為の法令等遵守に関する情報は5件です。

非違行為の通報窓口が受付け状況を虚偽の公表をしていることに対して苦情の 相談をしています。不正の通報になります。

法令等遵守調査室には「金融庁の文書管理等のあり方に関する情報も、こちらで受け付けております。」とありますが、受付をしていません。

行政不服審査法に基づく特定年月日 f 付け意義申立書(当時)にだけ、法令等 遵守調査室から特定年月日 g 付けで情報提供として返答がきました。

意義申立できないように,情報提供として返答してきました。

私と次男に返答をしているので、受付件数は2件あります。

意義申立書を法令等遵守調査室に回付した職員の氏名は保有していない。

法令等遵守調査室から情報提供として調査しないと返答してきた職員の氏名は保有していない。と職員の氏名を開示しませんでした。

匿名にすることで不正が可能になっています。開示請求しても開示しない。

手続きをできなくする「手口」に対して苦情の相談をしています。不正の通報 になります。

意義申立書(当時)にだけ、法令等遵守調査室は返答するのは違法であると申し立てたら、国民には請求権が無い。受付状況を0件なのに、2件と虚偽の公表を続けている状態で、法令等遵守調査室が返答しようが、返答しなくて自由であると回答がありました。

行政の不正に対して、国民には請求権がないことに対して苦情の相談をしています。不正の通報になります。行政の不正に対して、国民に請求権があるように要望しています。

要望以前に、明らかにおかしい出来事、おかしい対応を相談しています。行政 庁は嘘をついてもいいのですか?虚偽の公表をしていいのですか?虚偽の公表 を続けていいのですか?

金融庁の不正は、組織的、計画的なものです。計画立案して、指示をしている部署がある。不正の通報になります。

金融庁の不正は,すべて組織的な不正であり,計算された「手口」「手法」で す。行政の不正の「手口」「手法」に対して,苦情と,不正ができないように してほしいと要望しています。

法令等遵守調査室は「面談と電話、匿名での通報を受付していない」ので面談 と電話、匿名での通報を受付してくださいと要望しています。

受付状況を半期毎より、短い間隔で、直ちに更新してくださいと要望しています。

これらは要望というより苦情、法令等遵守態勢に関する行政評価になります。 総務省の勧告に何年も従っていない。勧告を無視している。法令等遵守に係る 取組を積極的に行っていないばかりか、後退している。消費者庁のガイドライ ン改正にも従っていない。

総務省は、調査結果に対する勧告に従って改善されているか各省庁をチェック する義務があるのに、怠っている。総務省に責任があります。

総務省「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」結果に基づく勧告(平成21年3月)に対するその後の改善措置状況(勧告・回答・その後の改善措置状況の対照表)(URL:略)で金融庁は、法令等遵守の一層の推進をすると回答しています。

政策評価において検証・評価を行い、その結果を公表していることに加え、内 部通報制度にかかる受付状況をウェブサイトにおいても半期毎に公表するなど 積極的な取組を行っているところ。

今後も法令等遵守をより一層推進していくために、法令等遵守に係る取組に対する定期的な検証・評価、その結果の公表等について必要に応じ見直し・検討を行っていきたい。

勧告に対して、電話・面談による通報手段及び匿名による通報を認めることについて、特定年A中に規程を見直すこととしたい。と回答しているにも関わらず特定年Bになっても、実現していない。

金融サービス利用者相談室は、実質、電話でしか相談できないようにしている ことを踏まえると電話での通報は対応できるのに、故意に通報をできないよう にしている。

行政評価の相談になります。

法令等遵守調査室が金融庁の法令等遵守を担保している。法令等遵守の一層の 推進をしていない。金融庁には法令等遵守態勢は存在しないことに対して苦情 の相談をしています。不正の通報になります。

「行政庁が国民からの問い合わせを無視している」と苦情の行政相談をしています。

上記の行政相談を、金融庁に何度も問い合わせしているが返答が一切ない。隠 ペい工作を延々と続けています。3年間同じ対応をされている。

行政評価事務所が金融庁に問い合わせてくださいと、行政相談をしています。

- 5, 金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室の対応について。
- 6, 金融庁総務企画局政策課訟務室の対応について。
- 5,6の対応は密接に関係している。

異議申立書を送ったら、金融庁では、情報公開・個人情報保護室長と訟務室長 を兼ねるようになりました。

現在、特定職員Cが、情報公開・個人情報保護室長、法務室長、訟務室長を兼ねている。情報公開・個人情報保護室長として文書をねつ造して、訟務室長としてねつ造した文書を基に裁決するという自作自演の不正を繰り返しています。 金融庁は情報開示において不正を繰り返しています。

情報の開示において、措置の通知をしない。開示の実施を行わない。全部開示 の決定の文書に、不開示部分のある文書の実施を行っています。

開示請求に対して、開示請求書を返送してきている。開示請求書を返送することで、決定を出さない。措置の通知をしない。故意に、手続きをできないようにしています。長官の決定に対してしか行政不服審査法に基づく審査請求ができない。

不開示決定には,行政不服審査法に基づく審査請求ができることを教えずに, 開示請求書を返送しています。情報を開示できなくする手口です。

決定を出さない。措置の通知をしないことで、手続きをできないようにしています。

行政不服審査法に基づく審査請求書に対して、2か月後に補正を命じる。

不作為の審査請求書に,嘘をついて補正を命じるのも同じ手口です。

不作為の審査請求書に対して、2か月後に「標記が記載されていない」「標記 の内容が不明確である」と嘘をついて補正を命じてくることを繰り返していま す。

開示請求のあった日から、30日以内に決定をしないことを繰り返している。 法の前提としてある、「開示請求に対して30日以内に措置をする」「決定に 基づき開示の実施をする」を、「組織的」に遵守していない。

情報を開示できなくなくしている。手続きをできないようにしている。

立入検査を実施しているので、当然保有している文書を開示しないために、

「特定年月日h付け行政文書開示請求書」を4か月間無視していました。

特定年月日 h 付け行政文書開示請求書で開示した文書に、7か月後の特定年月日 i 付けで、不開示決定する過程に不正がありました。保有している文書を「作成・保存していない」と嘘をつき不開示決定を出しています。

『特定年月日 h 付け行政文書開示請求書』を 4 か月間無視して、情報を開示できなくしていました。過去に遡り、文書を偽造・ねつ造して、開示請求書を無視していた不正の隠ぺい工作を行い、嘘をついていることに対する隠ぺい工作を行っています。

立入検査を実施しているので、当然保有している文書を「作成・保存していない」と嘘をついている理由は、「特定年月日 h 付け行政文書開示請求書」で開示請求した文書に対する決定をしないためです。

「外部労働者以外の方(国民)からの公益通報の手続き方法」他の開示に対して、決定を出さなかった。措置の通知をしなかった。

金融庁は情報開示において不正を繰り返しています。

情報の開示において、措置の通知をしない。開示の実施を行わない。

審査請求書に2か月後に補正を命じてくる。行政不服審査会に一度も諮問しない。

全部開示の決定の文書に、不開示部分のある文書の実施を行っています。

すべて、手続きをできないようにしています。情報を開示できなくしている。 送ってきていない特定年月日」付け取下書で「作成・保存していない」と返答 したと事実をねつ造していることを、特定年月日k付け請求書を返送してくる まで、知りませんでした。知った後も、意味が分かりませんでした。

特定年月日k付けの文書を受け取ったのは特定年月日Iです。

「特定年月日 h 付け行政文書開示請求書」に措置の通知が無いため、特定年月日m付けで不作為の審査請求書を送っています。

特定年月日n付けで問い合わせをしていますが返答がありませんでした。

審査請求に対して 2 か月後の特定年月日 o 付けで「標記が記載されていない」 「標記の内容が不明確である」と嘘をついて補正を命じてきました。

特定年月日k付けで,送ってきていない特定年月日j付け取下書をねつ造して, 開示請求書を返送してきました。

金融庁は、保有している情報を、「請求内容を拝見し担当課に確認したところ、いずれも請求内容に関する文書は当庁において作成・保存していない」と返答

したことにねつ造しています。

過去に遡って事実をねつ造するので説明が難しくなっています。

開示請求書を返送してくる前に、ずっと無視をされているので、「特定年月日 h付け行政文書開示請求書」と同一の内容で、特定年月日p付け行政文書開示 請求書を送っています。

金融庁は行政不服審査法に基づく審査請求書に「2か月後」に補正を命じてくることを繰り返していました。

不作為の審査請求書には、すべて「標記が記載されていない」「標記の内容が 不明確である」と補正を命じてきています。

この時から、不作為の審査請求書に「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」と補正を命じてくることをやめました。

明確な理由は不明ですが、金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室 に、保有個人情報の更なる開示の手続きを質問して、質問に対して嘘を返答し てきた出来事がありました。

保有個人情報の更なる開示は、できるのに、できると回答をしなかった。

特定年月日 t 付け更なる開示の申出書を送ると、特定年月日 u 付けで、申し出 は不要と申出書を返送してきました。

特定年月日v付け不作為の審査請求書に対して、特定年月日x付けで「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」と嘘をついて補正を命じてきました。

しかし特定年月日ヶ付けで、更なる開示の実施がありました。

現在,金融庁では政策管理官,情報公開・個人情報保護室長(兼),法務室長 (兼),訟務室長(兼)を,特定職員Cが兼ねています。

特定年月日f付けで、異議申立書を送ったら、金融庁では情報公開・個人情報保護室長と、訟務室長を兼ねるようになりました。

情報公開・個人情報保護室長として文書をねつ造して、訟務室長としてねつ造した文書を基に裁決するという自作自演の不正を繰り返しています。

不作為の審査請求書、に対して一度も行政不服審査会に諮問していません。

訟務室長として審査請求書の内容が分からないと補正を命じていますが、更なる開示の実施をしているということは「更なる開示の申出」があったと理解している。

嘘をついて補正を命じていることが明白であると、補正を命じた職員の開示請

求をしましたが、開示しませんでした。

特定年月日 v 付け不作為の審査請求書は行政不服審査会に諮問することがなく, 却下されています。

決定書に記載の開示の実施の準備期間は5日間です。5か月以上たって実施しています。

申出書を返送してきて、審査請求書の内容が分からないと補正を命じた上で、 開示の実施をした後に、審査請求書を却下してよければ、不作為は存在しない ことになります。

不作為の審査請求書を送らなければ、更なる開示の実施は行われませんでした。 不作為の審査請求書に「標記が記載されていない」「標配の内容が不明確である」と補正を命じてくることをやめましたが、代わりに開示請求書を30日以上たって返送してきました。

開示請求書を返送することは違法であると、問い合わせをしたが返答がありません。

何に基づく開示請求書の返送なのか回答がありません。補正ではなく返送して きています。

30日以上たって返送しています。

特定年月日z付けで同一の内容の開示請求書を送ると、「保有している回答があった文書」は特定年月日i付けで、請求数が多いので、特定年月日z付けと特定年月日aA付け保有個人情報開示請求書(特定年月日aB受付)の決定の期限を特定年月日aCに延長すると返答がきました。故意に情報を開示できなくしています。

特定年月日aD付け保有個人情報開示請求書(特定年月日A受付)の期限は、 特定年月日aEに延長すると返答がきました。

30日以上たってまとめて開示請求書を返送して、請求数が多いので決定を60日以内に延長しています。故意に時間稼ぎをして、30日以内に決定をしていない。故意に情報を開示できなくしている。

日付の違う複数の開示請求書の請求内容を一緒にまとめて, 受付日をねつ造して「開示請求のあった日から30日以上たってから」決定を出すことを繰り返しています。

記録・情報のねつ造・改ざんの確認をする必要があり、とても負担がかかっています。

同じ開示請求書の、開示請求した文書に対する決定の日付が同じでは無い、 受付日が違う。決定に記載の受付日が届いた日付ではない。「請求のあった 日」ではない。開示請求があった日から30日以内に決定していない。

封筒の日付と実際の発送の日付が違う。決定の日付が発送日と違う。受付日を ねつ造・改ざんしている。

発送日が,実際の決定した日付です。決定の日付をねつ造・改ざんしています。

開示請求書に対して「請求のあった日」から30日以内に措置の通知をしない ことを繰り返しています。問い合わせを無視して一切返答をしていない。

特定年月日 s 付けで開示請求書 6 通を補正ではなく, 「回答します」と意味が 分からない文書とともに返送してきましたが, その際に, 「保有している」と 返答があった文書に「保有していない」と不開示決定をしています。信義誠実 の原則に反しています。「禁反言の法理」「禁反言の原則」に反しています。 特定年月日 z 付け行政文書開示請求書(1 通目)の開示請求内容は, 特定年月 日 p 付け行政文書開示請求書と同一の内容です。

特定年月日p付け行政文書開示請求書の開示請求内容は、特定年月日h付け行政文書開示請求書と同一の内容です。

「特定年月日 h 付け行政文書開示請求書」で開示請求した文書を,特定年月日 i 付けで,不開示決定しました。決定の過程に,組織的な不正がありました。

「請求を維持する場合」は「文書不存在の通知」をだすというのは、実際には 「請求を維持する場合」ではありません。

30日以内に措置の通知をせずに、開示できないようにする手口です。嘘をついて騙します。

決定を出さない。措置の通知をしないことで、手続きをできないようにしています。

不作為の審査請求書に補正を命じるのも同じ手口です。

特定年月日z付け行政文書開示請求書で開示請求した「特定事務年度Bに、特定企業に立入検査を実施した、検査結果通知

特定事務年度Bに、特定企業に立入検査を実施した職員の氏名、予告日、立入 検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日が記載された文書

予告日等:特定年月日P」他に対して

「特定文書番号B特定年月日i付け行政文書の開示をしない」において不開示 決定が出ています。

特定年月日aF付け行政文書開示請求書において

「3, 「特定事務年度 B に, 特定企業に立入検査を実施した, 検査結果通知 (予告日等: 特定年月日 P)」と

「特定事務年度 B に、特定企業に立入検査を実施した職員の氏名、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日が記載された文書〈予告日等:特定年月日 P)」以外の

予告日等:特定年月日Pの、特定企業の立入検査に関する情報の開示。」の開 示請求をしています。

特定文書番号C特定年月日aG付けの補正がでています。

この補正に対して、特定年月日 a H付け金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛てに郵送した文書を「保有していない」と不開示決定を出しています。

「行政文書開示請求書 特定年月日 a H

金融庁長官 a 殿

(審査請求人住所の郵便番号)

(審査請求人住所)

(審査請求人氏名)

(審査請求人電話番号)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき, 下記のとおり行政文書の開示を請求します。

別紙

請求する行政文書の名称等

- 3, 「予告日等:特定年月日Pの特定企業に立入検査に関する情報」関連
- (〇) 6 金融検査(金融機関等検査,証券会社等検査)内示書・計画書兼 復命書。
 - (〇) 7 検査結果通知等を含む行政文書。
- 3, 「予告日等:特定年月日Pの特定企業に立入検査に関する情報」関連に, 上記6,7を追加して開示を請求します。

以上口

送った文書の6,7は丸に数字ですが、数字だけに訂正してあります。 以上が文書の特定の補正に追加した文書です。

「金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛 特定年月日 a H (審査請求人住所の郵便番号)

(審査請求人住所)

(審査請求人氏名)

(審査請求人電話番号)

特定年月日 a H付け金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛ての 封筒には、行政文書開示請求書 1 通を同封しています。

「公益通報」です。不明な点は、3、予告日等:特定年月日Pの、特定企業の立入検査に関する情報の開示。の補正において、立入検査に関する情報が存在しているということは、『検査結果通知(予告日等:特定年月日P)」と「特定事務年度Bに、特定企業に立入検査を実施した職員の氏名、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日が記載された文書(予告日等:特定年月日P)」』は存在しているので開示してください。

特定年月日aF付け行政文書開示請求書に対して、特定年月日aG付けで補正を命じていても、特定年月日aA付け発送だと、30日以内に措置の通知をしていることにならない。特定年月日aAに、特定年月日aG付けで補正を決定していることに、記録と情報のねつ造をしているということである。

特定年月日 a F 付け金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛ての 封筒には、行政文書開示請求書 2 通を同封しています。配達証明便(特定番号 A)で送って、特定年月日 a I 特定時刻 A に届いています。

補正に特定年月日aJ受け付けしたとあることに関して説明するように申し立てます。受理印の日付が平成特定年月日aJとなっていることに関して説明するように申し立てます。

もう1通の特定年月日aF付け行政文書開示請求書はどうなっているのか?特定年月日t付け行政文書開示請求書と同じ内容を再送している。30日以内に措置の通知を行っていない以前に、何故、直ちに「文書不存在の通知」を行わないのか?

「請求を維持する場合」の「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」毎回説明が違う。意味が分からないので説明するように申し立てます。特定年月日 t 付け行政文書開示請求書と同じ日付で受付をしたことにならない以上、「請求を維持する場合」ではない。

金融庁は、同一の内容で再送した開示請求書に対して、送ってから更に31 日以上たっても措置の通知を行わないことを繰り返しているが違法である。明 らかに「請求を維持する場合」ではない。

特定年月日 a K付け金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛ての 封筒には保有個人情報の開示の実施方法等申出書1通と、行政文書開示請求書 1通と、保有個人情報開示請求書1通を同封しています。配達証明便(特定番 号B)で送って、特定年月日 a I 特定時刻 B に届いています。

特定年月日 a K 付け行政文書開示請求書 1 通と、保有個人情報開示請求書 1 通 に対して 3 0 日以内に措置の通知が無い。

特定年月日 a L 付け金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛ての 封筒には、保有個人情報開示請求書 2 通と公益通報 1 通を同封しています。配 達証明便(特定番号 C)で送って、特定年月日 a M 特定時刻 C に届いています。 特定年月日 a L 付け保有個人情報開示請求書 2 通に 3 0 日以内に措置の通知が ない。

金融庁は、提出した文書を確認して、その都度、何日付けで受け取りましたと 返答するように申し立てます。

これだけ多くの措置の通知をしていない状況、文書管理の不適切な事例を国民に公表してください。

以上工

以上が文書の補正に同封した文書の全文です。封筒と文書に「公益通報」と明 記しています。

特定文書番号D特定年月日aN付けにおいて、上記の補正内容に基づく、決定がでています。

特定年月日z付け行政文書開示請求書で開示請求した「特定事務年度Bに,特

定企業に立入検査を実施した、検査結果通知

特定事務年度 B に、特定企業に立入検査を実施した職員の氏名、予告日、立入 検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日が記載された文書

予告日等:特定年月日 P」は、当たり前に話ですが、存在しています。

矛盾のある決定を隠ぺいするために、特定年月日a〇付け保有個人情報開示請求書に対して、特定文書番号E特定年月日aP付けで、保有個人情報の開示をしない。

「特定年月日 a H付け行政文書開示請求書 1 通。公益通報 1 通。」を「保有していない」と不開示決定をしています。「廃棄した」とは記載していません。特定年月日 a H付けで、送った文書すべてを「保有していない」と不開示にしています。

金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛てに郵送した文書 特定年月日 a H付けは配達証明便(特定番号 D)で送って特定年月日 a H特定時刻 D引受、特定年月日 a Q特定時刻 E お届け先にお届け済みになっています。

「配達状況詳細

お問い合わせ番号 商品種別 特定番号 D 一般書留

履歴情報

状態発生日 配送履歴 詳細 取扱局 県名等

郵便番号

特定年月日 a H 特定時刻 D 引受 特定郵便局 特定地名 特定郵便番号 特定年月日 a H 特定時刻 発送 特定郵便局 特定地名 特定郵便番号 特定年月日特定時刻 発送 特定郵便局 特定地名 特定郵便番号 特定年月日特定時刻 発送 特定郵便局 特定地名 特定郵便番号 特定年月日特定時刻 到着 特定郵便局 特定地名 特定郵便番号 特定年月日 a Q 特定時刻 E お届け先にお届け済み 特定郵便局 特定地名 特定郵便番号

お問い合わせ窓口局

取扱区分 取扱局 電話番号

引受 特定郵便局 特定電話番号

配達 特定郵便局 特定電話番号」

行政評価事務所が、行政相談を無視したため、金融庁の隠ぺい工作が続いている。現在、同じ行政文書に、不開示決定と、開示決定が出ている。

不正の隠ぺいのために「特定文書番号D特定年月日aN付け」に基づく特定年

月日 a R 付け、行政文書の開示の実施方法等申出書に対して、特定年月日 a P 付けで開示の実施がされた文書に、「予告日等:特定年月日 P 特定企業に立入検査を実施した検査結果と、予告日、立入検査開始日、立入検査終了日、及び検査結果通知日が記載された文書」に関する情報がない。

決定に記載している文書の開示を実施していない。

特定した行政文書名

特定企業・特定金融機関A株式会社に対する特定年月日Pを検査実施日とする 検査結果通知一式

- 1, 決裁鑑
- 2, 検査結果通知案(特定企業宛て)
- 3, 検査結果通知案(監督局長宛て)
- 4. 検杳命令書
- 5, 重要事項説明に係る承諾書
- 6, 第三者開示に係る承諾書
- 7,受領書
- 8, 事前微求資料
- 9, 審查参考資料

検査結果通知案(特定金融機関A宛て)は開示済み

特定企業の立入検査に対する、検査結果通知案(特定企業宛て)他すべての文書がない。

決定の矛盾を隠ぺいするために、特定年月日 a H付け金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室に送った文書(補正)を、「保有していない」と不開示決定にしている。

行政評価事務所が行政相談を無視したことで、金融庁は不正を延々と続けている。

行政相談を握りつぶすことは犯罪である。私は、強制措置をとるといった相談をしていない。改善と解決を一切図っていないだけでなく、不正を隠ぺいした。 開示請求に措置の通知が無いとの行政相談を、無視を続けたため、金融庁は 延々と隠ぺい工作を続けている。

行政評価事務所は「国民の立場に立った行政を目指します」とあります。

公務員(官吏)には法令等遵守義務がある。

行政庁は、法令等遵守義務していることになっている。何故、延々と不正が続くのか?

行政評価事務所は、金融庁に問い合わせて、相談者に返答をするのは、業務で あり、相談内容も明確です。改善と解決を図ってください。

金融庁は、パブリックコメントを送れなかった事実を公表しなかった。不正の 隠ぺいのために。パブリックコメントの宛先の職員の氏名を不開示にして開示 の実施をしている。 全部開示の決定に出ている文書に不開示部分のある文書の開示の実施を行った。「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の意見募集中の特定年月日aS特定曜日Cから特定年月日aT特定曜日Bの聞に、FAXを送れない期間がありました。最終日の特定年月日aTになってもFAXを送れませんでした。

金融庁総務企画局企画課調査室は、FAXを送れない期間があった事実を認めています。

しかし現在に至るまで事実の公表がありません。公表せずに隠ぺいしました。 「特定年月日 h 付け保有個人情報開示請求書」でパブリックコメント他の開示 請求をしました。

「金融庁総務企画局企画調査室宛

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律 第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する 命令(案)の公表について

にインターネットによる御意見(e-Gov)で送った文書

特定年月日 a U 付け 2 通

特定年月日aT付け」

を開示請求して、全部開示(特定文書番号F特定年月日aV付け)の決定が出ました。

不開示理由の記載はありませんでした。決定は部分開示ですが、同時に開示請求していた「文書の受理記録」に不開示部分があるので部分開示になっています。

決定の文書名「(5)金融庁ウェブサイトを経由して送信された『「犯罪利用 預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第 一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令 (案)」の公表について』に対する意見(受信年月日は以下のとおり)

特定年月日aU

特定年月日aTI

特定年月日 a U付けは 2 通送っていますが、 1 通しか開示の実施がありませんでした。

インターネットによる御意見 e-Govで送った特定年月日 $a\cup f$ けは 2 通 あり、

「特定受付番号 a 提出日時特定年月日 a U 特定時刻 F 」(1 通目) 「特定受付番号 b 提出日時特定年月日 a U 特定時刻 G I (2 通目)

特定年月日aU付け(2通目)と、特定年月日aT付けの開示の実施がありましたが、パブリックコメント宛先の職員名が黒塗りで、不開示になっていました。

宛先の職員が、FAXを送れなかった件に関係しています。

特定年月日aW付けで、金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室に 問い合わせをしています。

この問い合わせは、同じ行政文書に不開示と開示決定が出ている件にも関係しているので全文載せています。

「金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛 特定年月日 a W (審査請求人住所の郵便番号)

(審査請求人住所)

(審査請求人氏名)

(審査請求人電話番号)

特定年月日 a V付け特定文書番号 F 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)

2 不開示とした部分と理由

上記(2)中(以下省略)

と(2)の不開示理由は記載されています。

しかし開示した文書の(5)に不開示部分があります。

(5)金融庁ウェブサイトを経由して送信された『「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令の一部を改正する命令(案)」の公表について』に対する意見(受信年月日は以下のとおり)

特定年月日aU

特定年月日aT

(5)の不開示理由が記載されていません。不開示とした部分と理由を早急に送ってください。全部開示であれば全部開示された文書の開示をしてください。特定年月日aUは2通ありますが1通しか開示されていません。特定受付番号a 提出日時特定年月日aU特定時刻F 案件番号Aに送っています。

行政不服審査法に基づく特定年月日m付け審査請求書で申し立てましたが,行 政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく特定年 月日 h 付け行政文書開示請求書に対する開示請求に対する措置が現在に至るま でありません。

特定年月日 h 付け保有個人情報開示請求書に対しては決定が出ています。特定年月日 h 付け行政文書開示請求書と特定年月日 h 付け保有個人情報開示請求書は、同じ封筒に同封していますので、金融庁に届いています。すでに開示請求から 6 1 日以上過ぎています。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づく特定 年月日aX付け行政文書開示請求書

開示する行政文書の名称等 特定事務年度 B (特定年月日 a Y ~ 特定年月日 a Z の間) に、特定金融機関 A がシステム障害を報告した情報

「特定年月日bA付け行政文書開示請求手数料の一部払戻について

特定年月日aYから特定年月日aZまでの特定金融機関Aによるシステム障害報告に関する開示請求は,請求書に記入をいただいた内容を確認の上,開示請求手数料についてご連絡させていただきます。」と開示請求手数料を金融庁が算出して連絡するとありましたが,現在に至るまで連絡がありません。すでに開示請求があった日から61日以上過ぎています。

不作為の申し立てを無視していますが、30日以内に開示請求に対する措置の通知を出すものを、無視を続けることは、行政不服審査法だけでなく情報公開法の、法の趣旨に反しています。金融庁に対しては、内容証明で送る必要がある。配達証明で送る必要がある。

きわめて負担が多いのでウェブ上から行政不服審査法に基づく審査請求書と、 開示請求の手続きをできるようにしてください。いつの間にかウェブ上からの 手続きが廃止されています。

「保有している情報は同一である」「保有している情報」と「開示している情報」が同一であることが法の前提にあります。

法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改ざんはできない」ことで担保されています。

法令等遵守調査室は通報を、無視するだけでなく、受付状況を虚偽の公表を続けていました。

行政不服審査法に基づく異議申立書を情報提供として扱い,法令等遵守調査室 は異議申立書だけ調査しないと返答してきました。

末端の職員である金融サービス相談員が、嘘をつくことで記録の改ざんを実行 している。すでに組織的な犯罪であることは露呈しています。

保有を確認できないと恣意的な開示をしていることは明白です。

開示請求に対して、「保有している情報」を開示するように申し立てます。 以上」

問い合わせを無視するので、特定年月日 b B け不作為の審査請求書を送っています。開示の実施が無い特定年月日 a U 付け(1通目)のパブリックコメントを特定年月日 p 付け保有個人情報開示請求書で開示請求したら、30日以上たった特定年月日 b C 付けで開示請求書を返送してきて、既に開示の実施をしていると嘘をついてきました。

金融庁は、開示の実施をしていません。受け取っていません。

開示の実施をしない、既に開示の実施をしていると嘘をついてきている明確な 理由は不明です。

請求書が返送されてきたので、特定年月日z保有個人情報開示請求書で「特定年月日p付け保有個人情報開示請求書」と同一の内容で開示請求をしました。金融庁は、決定の期限を特定年月日aCに延長して、特定文書番号G 日付:特定年月日aCに全部開示の決定がありました。

開示請求のあった日から、4か月以上たって決定をしています。

金融庁は「特定受付番号 a 提出日時特定年月日 a U 特定時刻 F 」を保有していました。

特定文書番号G特定年月日aC付け(全部開示)により、開示された文書 特定年月日aU付け(1通目)では

パブリックコメントの受付した職員「特定職員G」

宛先の職員が「特定職員H」になっています。

特定文書番号 F 特定年月日 a V 付け(全部開示)により,開示された不開示部分のある文書 特定年月日 a U 付け(2 通目),特定年月日 a T 付けでは,

パブリックコメントの受付けした職員「特定職員H」

宛先の職員が黒塗りで不開示になっています。

特定職員H氏が、FAXを送れなかった事実を認めています。FAXの電源を 抜いていたので送れなかったと電話をかけてきています。

総務企画局企画課調査室の担当「特定職員H」氏が受付して、総務企画局企画 課調査室のパブリックコメントの担当職員に送っている特定年月日 a U付け (2通目)、特定年月日 a T付けの情報が正しい。同じパブリックコメントの 受付した職員と、宛先の職員は同じになります。

開示をしなかった文書,既に開示をしたと嘘をついてきた文書特定年月日 a U 付け(1 通目)は,受付した職員と宛先の職員を改ざんしている。

行政庁が文書を偽造・改ざんして開示するといった不正を, 国民は想定していません。

法には行政庁が文書の偽造・改ざんするといった行為が想定されていないので、 文書の偽造・ねつ造・改ざんに対して、申し立てや訂正を請求する権利は存在 しません。

全部開示の文書に不開示部分のある文書の開示を実施する。開示の実施をしないといった不正は、想定されていません。

本来であれば、問い合わせをした時点で解決しています。

しかし組織的な不正は、不作為の審査請求書を送っても何の効力がありません。 送ってきていない文書の開示の実施はありません。全部開示の文書の実施はあ りません。

行政不服審査会には諮問せずに、数か月無視を続けて、事実をねつ造して審査 請求を却下しています。

送ってきていない文書をねつ造・偽造されて、送ったと嘘をついてきても、申 し立てや訂正を請求する権利は存在しません。

金融庁は、パブリックコメントの宛先の職員を開示したくないので、開示できなくしています。特定年月日 a W付けから繰り返し金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室に問い合わせをしていますが返答がありません。約6か月無視しています。

特定年月日 b B 付け不作為の審査請求書を約 5 か月無視しています。

不作為の審査請求書を、一度も行政不服審査会に諮問していません。

不作為の審査請求書を何か月無視しても罰則がありません。

不作為の審査請求書と、問い合わせに返答せずに無視を続ける。全部開示の文書の実施をしなければ、情報を開示しないことが可能になっています。

金融行政は、信義誠実の原則に反している。法の趣旨と、法の前提としてある法令等遵守に反した不正を組織的に繰り返している。

全部開示の決定に対して、不開示部分がある文書の開示を実施するといった不正は、想定されていません。情報公開において、開示請求に対して決定をせずに、30日以上たって請求書を返送してきても、何の罰則がありません。

受付日をねつ造して、開示請求のあった日から31日以上たって決定をしても何の罰則がありません。情報開示における不正は、金融行政に、法令等遵守が無いことを明確にしている。

補足として「特定年月日bD付けの行政文書開示請求書」でパブリックコメント募集中にFAXが送れなかった期間があった事実と理由、FAXが送れなかった期間の開示。文書管理の不適切な事例の報告の開示請求をしました。

金融庁は、特定年月日 b E 付けで「行政文書開示請求書」を返送してきました。 担当課に確認したところ、請求内容に関する文書は当庁において作成・保存し ていない。請求を維持する場合は、文書不存在の通知を出すと、「特定年月日 t 付け行政文書開示請求書」の返送してきたときと違い、取下書を送ってきま した。

特定年月日t付けの行政文書開示請求書の返送の際は、「作成・保存していない」とだけ返答がありました。返送してきた請求書を「再送することが」請求 を維持する場合でした。

特定年月日t付けの行政文書開示請求書を返送してきたことに対して、特定年月日m付けで、不作為の審査請求書を送っています。

だから、特定年月日 b E 付けの返送の際は、「文書不存在の通知を出す」と以前(措置の通知をしていない)と違い、説明が違っています。

請求を維持する場合の正式な説明と手続きを金融庁に問い合わせて返答をして ください。

特定年月日m付け不作為の審査請求書に対して、2か月後の特定年月日bF付けで「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」 と補正を命じてきました。

不作為の審査請求書に対して2か月後に「標記が記載されていない」「標記の 内容が不明確である」と補正を命じてくることを繰り返しています。

開示請求書を返送することで、決定を出さない。措置の通知をしない。故意に、 手続きをできないようにしていました。

金融庁長官の決定に対してしか行政不服審査法に基づく審査請求ができない。

不開示決定に対しては、行政不服審査法に基づく審査請求ができることを教えずに、開示請求書を返送してきています。情報を開示できなくする手口です。 「請求を維持する場合」の説明は毎回変わっています。

請求を維持する場合とは、最初の請求書の日付で、開示請求があったという扱い(受付)にするという意味だと思いますが、一度も「請求を維持する場合」であったことがありません。

再送した開示請求、同一の内容の開示請求書が届いてから直ちに決定が出ることは、ありません。

「作成・保存していない」と不開示決定は既に出ているのに、直ちに措置の通知をしていません。再送した開示請求、同一の内容の開示請求書が届いてから31日以上たって決定をしています。開示請求があった日からは、既に何か月もたってから、措置の通知(不開示)をしています。

特定年月日 b E 付けで返送された、「特定年月日 b D 付けの行政文書開示請求書」を特定年月日 a W付けで再送しましたが、文書不存在の通知はありませんでした。

金融庁は、嘘をついて騙しました。

特定年月日bB付けで、不作為の審査請求書を送っています。

金融庁は、特定年月日k付けで、「特定年月日h付けの行政文書開示請求書」 と「特定年月日bD付けの行政文書開示請求書」を返送して来ました。

「特定年月日」付け取下書」と「特定年月日 b E 付け取下書」に回答がないので、請求書と「未使用の収入印紙」を返送すると嘘の返答がありました。事実をねつ造しています。

「未使用の収入印紙」は同封されていません。

再送すれば、「文書不存在の通知」を出す。その際に300円分の収入印紙を 同封するようにと、以前と違う回答がありました。

金融庁が「特定年月日bD付けの行政文書開示請求書」を特定年月日bE付け で返送してきた事実がなくなっています。

私が、「特定年月日 b D付けの行政文書開示請求書」を特定年月日 a W付けで再送した事実がなくなっています。

再送すれば「文書不存在の通知」を出すといった請求書を、再送すれば「文書 不存在の通知」を出すと言って返送してきています。

特定年月日p付けで「特定年月日bD付けの行政文書開示請求書」と同一の内容で開示請求をしています。

特定年月日p付け行政文書開示請求書に対して、特定文書番号H特定年月日b G付けで「行政文書の開示をしない」と、不開示決定を出しています。

複数の行政文書開示請求書を開示請求があった日から30日を過ぎて、特定年 月日bG付けでまとめて不開示決定をしています。

特定年月日p付け行政文書開示請求書は配達証明便(特定番号E)で,送って,

特定年月日k特定時刻Hに届いています。

決定の期限は、特定年月日 b H です。開示請求のあった日、特定年月日 b I から30日以内です。決定の日付をねつ造しています。

決定の日付 特定年月日 b G から、遡って30日以内の特定年月日 b J に受付日をねつ造しています。

総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局に「開示請求のあった日」について質問すると、開示請求のあった日とは、請求書が届いた翌日と回答がありました。

開示請求のあった日から30日以内とは、請求書が届いた翌日から30日以内です。

金融庁は、開示請求のあった日から30日以内に決定をしていません。

封筒には特定年月日 b G 特定曜日 C と記載がありますが、実際の発送は特定年月日 b K 特定曜日 D です。簡易書留(特定番号 F)特定年月日 b K 特定時刻 I 引受。

諮問番号平成28年(行個)諮問第168号に対して情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出する意見書または資料の期限が、特定年月日bLでした。送った情報を確認した後の特定年月日bKに、過去の日付の特定年月日bG付けで決定したように決定日をねつ造しています。

特定年月日p付け行政文書開示請求書に対して、措置の通知を特定年月日bKに発送しています。

開示請求のあった日から延長の期限である60日は超えないようにしている。60日以内に措置の通知をしています。受付日を決定日から30日以内になるようにねつ造しているように、不正であること知りながら、故意に措置の通知をしていない。

開示請求のあった日から、30日以内に措置の通知をしなくても何の罰則がありません。

情報を開示できないようにしています。

行政評価事務所が行政相談を無視したことで、金融庁は不正を延々と続けている。

行政相談を握りつぶすことは犯罪である。私は、強制措置をとるといった相談をしていない。改善と解決を一切図っていないだけでなく、不正を隠ぺいした。全部開示の決定の出ている文書に不開示部分がある。全部開示の決定の出ている文書の、開示の実施が無い。再送すれば文書不存在の通知を出すと騙したとの行政相談を、無視を続けたため、金融庁は延々と隠ぺい工作を続けている。行政評価事務所は「国民の立場に立った行政を目指します」とあります。

公務員(官吏)には法令等遵守義務がある。

行政庁は、法令等遵守義務していることになっている。何故、延々と不正が続くのか?

行政評価事務所は、金融庁に問い合わせて、相談者に返答をするのは、業務であり、相談内容も明確です。改善と解決を図ってください。

措置の通知をしないことで、情報を開示できなくしています。

特定年月日 b D 付け、保有個人情報開示請求書に対して、「特定年月日 b E 付け特定文書番号 | 保有個人情報開示請求書の補正について」において「保有の確認できた文書」は17件ありました。

補正に同封されていた別紙「開示を希望する保有個人情報」17件すべてに〇をして、収入印紙を5、100円分貼り、金融庁総務企画局政策課情報公開・個人情報保護室宛てに特定年月日aW付け保有個人情報開示請求書を提出しました。

「特定年月日 b M付け特定文書番号 J 保有個人情報の開示をする旨の決定について(通知)」で決定の措置の通知があった個人情報は16件でした。

開示を希望する個人情報 (14) 「特定年月日R付けの相談に対する特定金融機関Aから金融庁に対する回答」の開示請求に対する措置の通知がありませんでした。

「保有が確認できた個人情報」に「措置の通知」をしない。金融庁は、問い合 わせを無視しています。一切返答をしない。

特定年月日 b B 付け 不作為の審査請求書を無視しています。 6 か月無視しています。故意に、開示請求に対して決定をしていない。措置の通知をしていない。

情報を開示できなくしています。

開示請求に対して,決定をしない。措置の通知をしなくても何の罰則がありません。

不作為の審査請求書を無視しても何の罰則がありません。

「特定年月日 h 付けの行政文書開示請求書」に30日以内に措置の通知がないと、趣旨の明確な不作為の審査請求書に、「標記が記載されていない」「標記の内容が不明確である」と「記載内容がわからない」と嘘をついて補正を命じることができる。

過去に遡り、送ってきていない特定年月日」付け取下書をねつ造して、ねつ造 した情報を基に、不作為の審査請求書を却下しています。

行政不服審査会に諮問することなく、嘘の情報とねつ造した情報を基に、裁決 で審査請求を却下しました。意見を述べる機会も証拠資料提出ができる機会が ないまま裁決がされています。

行政不服審査法には、罰則がありません。

情報開示において、開示する情報を偽造・ねつ造しても、何の罰則がありません。

「決定に基づき」,「保有している文書」を「開示している」という,法の前提にある法令等遵守が守られていない。

30日以内に決定しなくても罰則が無い。決定と措置の通知がなければ、情報は開示できません。決定と措置の通知があっても、開示の実施がなければ、情報は開示できません。

開示請求のあった日から、30日以内に決定をせずに、何か月も無視している。 「再送すれば文書不存在の通知をだす」と騙して、再送した開示請求書を、再 送してから30日以上たって「再送すれば文書不存在の通知をだす」と返送し てくる。

「請求を維持する場合」を、その都度その都度、変えては、質問と問い合わせに一切返答をしない。 送った開示請求書の「請求を維持する場合には」と返送を続けては、決定と措置の通知をしない。

情報を開示できなくする手口について苦情と、不正の通報、行政110番の相談をしています。

行政評価事務所が行政相談を無視したことで、金融庁は不正を延々と続けている。

行政相談を握りつぶすことは犯罪である。強制措置をとるといった相談をしていない。

改善と解決を一切図っていないだけでなく、不正を隠ぺいした。

強制措置をとるといった相談をしていないのに、相談内を改ざんして、金融庁の不正を隠ぺいしたことで、延々と隠ぺい工作を続けている事実を述べている。 行政庁には、法令等遵守義務がある。全部開示の決定に基づき、文書の開示の 実施をすること、開示請求に対して期限内に決定をすることは法令等遵守であ り、強制措置ではない。

開示請求のあった日から、30日以内に決定するのも同様である。

30日以内に決定がないと相談することは、強制措置ではない。要望ではない。 「困りごとがあるが、どこに相談してよいか分からない」

「関係機関に相談したが,相手の説明や対応に納得がいかない」

「いろいろな事情から、関係機関に直接苦情を言いにくい」

「制度や仕組みが分からない」

行政相談に該当している。

公務員(官吏)に罰則が無いことが、すべての原因であり、実際には国民に請求権が無いようになっている。情報開示の不正に対して罰則が無い。行政不服審査法に罰則が無い。

「行政庁が国民からの問い合わせを無視している」と苦情の行政相談をしています。

上記の行政相談を、金融庁に何度も問い合わせをしているが返答が一切無い。 金融庁は隠ぺい工作を延々と続けています。3年間同じ対応をされている。 行政評価事務所が金融庁に問い合わせてくださいと、行政相談をしています。

7,公文書管理と情報開示制度について。金融庁の公文書管理と情報開示制度

と対応について。

- 8, 行政不服審査法について。金融庁の行政不服審査法の対応について。
- 5, 6, 7, 8の対応は密接に関係している。

「金融庁は、不開示の決定以前に、決定をしない。措置の通知をしていない。 開示請求書を返送してくる。不作為の審査請求書を無視する。問い合わせに一 切返答をしない。更に金融庁長官の決定に基づき情報を開示していない。開示 の実施をしない。情報を開示できなくする不正を繰り返しています。」

法の前提としてある、「開示請求に対して30日以内に措置をする」「決定に基づき開示の実施をする」を、行政庁が「組織的」に「遵守しない」ことで、 国民は情報を開示できなくなります。行政の不正が、法に想定されていないので、罰則がありません。

受付日を提造して、開示請求のあった日から31日以上たって決定をしても罰則がありません。全部開示の文書に、不開示部分のある文書の開示の実施を行っても罰則がありません。

「こうしてほしいといったご相談」に法改正と、罰則の制定というのは、何も 矛盾の無い相談であり、関係省庁に苦情があったと報告して、罰則を制定して 欲しいと要望を出すのが、業務であり、相談内容も「理由」も明確です。

不正が可能な、公文書管理法と、情報公開法の苦情を相談しています。

法に欠陥があると明確な理由と事例を述べています。要望以前に、不正の通報 をしている。

私の行政相談は、繰り返し金融庁に問い合わせても、無視して一切返答をしない。同じことを何度も繰り返してくる。

だから行政評価事務所に金融庁に問い合わせてくださいと行政相談をしています。

動機と目的が明確な情報を開示できなくする手口であると,解決と改善を図る ように,行政評価事務所に斡旋と仲介を依頼しています。

金融庁に問い合わせてくださいと行政相談をしているのであって、強制措置をとるといった相談をしていない。

「保有している情報は同一である」「保有している情報」と「開示している情報」が同一であることが法の前提にある。

法令等遵守は、「過去に遡って、記録の改ざんはできない」ことで担保されている。過去に遡り、記録の改ざんを行うことは違法である。

金融庁は、職員を匿名化することで不正を繰り返している。情報を不開示にすることで不正を繰り返している。

金融庁は「保有している情報」と「開示している情報」が同一ではない。

開示請求に対して開示する情報を,ねつ造・改ざんしている。

過去に遡って文書の偽造・ねつ造を行っている。

次男の事績管理簿の開示請求に対する補正では、「保有の確認できた文書」と

「開示を希望する保有個人情報」の記載内容(文書名)が違っていました 「金融庁において保有が確認できた文書」

(1) 大臣目安箱宛ての通話による相談内容に係る応接録(相談年月日は以下のとおり)

特定年月日R

特定年月日bN

特定年月日P

特定年月日b0

「〇をつけて返送する、開示を希望する個人情報」

(1)大臣目安箱宛ての通話による相談内容に係る応接録(相談年月日は以下のとおり)

特定年月日R付

特定年月日bN付

特定年月日P付

特定年月日bO付

と「開示を希望する個人情報」には、すべて日付に「付」がついている。

文字通り「保有している情報」と「開示している情報」が同一ではない。

開示した事績管理簿には、特定年月日bN、特定年月日Pに特定相談員Bの前に対応した特定相談員Cと特定相談員Dの作成した事績管理簿を消去している。特定年月日Rの相談時間は約360分なのに、記録では395分に改ざんしている。訂正をするように申し立てましたが、訂正に応じませんでした。

情報の開示の不正と、訂正権が実際にはないことに関して、苦情の相談をしています。

訂正権があることになっているが、実際には何も訂正されない。事実に基づき 訂正が行われないことで、国民に不利益が生じています。

事績管理簿の関連事績に記載されている,事績管理簿を「保有が確認できない」と,開示しません。

補正を命じてきては、送った補正を無視しています。

「送った情報の日付」と、違う日付の事績管理簿を作成しておいて、事績管理 簿を特定するように補正を命じてきている。

体系的に記録されている事績管理簿の関連事績に、存在しない事績管理簿が記録されている。関連事績に記載されている事績管理簿が特定できないと嘘をついた。送った文書と違う日付で、事績管理簿を作成しているのに、事績管理簿を特定するように補正を命じてきた。補正を提出したが、金融庁は無視して返答をしなかった。

送った文書と、違う日付で作成している事績管理簿の日付を、国民はどうやって特定して開示請求をするのか教えてください。

日付一連番号で、特定できないと嘘をついている。特定相談員Bは、金融庁の

システムに氏名のフリガナを入力すると全事績管理簿が特定できると言っている。

開示請求に対して「不存在の通知」を出すように請求すると、開示請求書を返送してきて「特定していない」と嘘をついてきた。

金融庁は、信義誠実の原則に反する行為を繰り返している。

保有個人情報は、開示する義務がある。事績管理簿は関連する一つの行政文書として、まとめてある。特定できないわけがない。金融庁は、嘘をついた。 情報の開示の不正に関して、苦情の相談をしています。

特定年月日Rの時点で開示した「特定金融機関Aに既に伝達している」情報が、 事績管理簿と伝達に存在しない。特定相談員Bは「伝達内容は訂正できない」 と言っている。

記録の改ざんは明白である情報の開示の不正に関して、苦情の相談をしています。

私は、貸金庫でも、特定金融機関A支店Cお客様相談窓口でも、どこでもA氏が対応してくると苦情を特定相談員Aに伝えている。だから特定相談員Aは、私に銀行本部に口座を問い合わせるように指示をした。

事績管理簿で「担当してくれているのは、支店CのA氏である」と私の申出を ねつ造している。伝達ではすべて、「〇〇氏」として、A氏の名前を伝達して いないことに改ざんしている。

利害関係者である特定金融機関 A に対する伝達「誰がどのように調査したか調査結果を当方が納得できるように伝えて欲しい。」が,

『行政文書名特定年月日R付けの相談に対する特定金融機関A株式会社から金融庁に対する回答(特定文書番号K 日付:特定年月日 a V)』特定金融機関Aから金融庁への回答では、「回答の基になる伝達(申出の概要)」に「 がどのように」と「誰」が無かった。

伝達と、回答の基になる伝達(申出の概要)が同一ではない。利害関係者に伝達した内容と、利害関係者からの返答に記載されている伝達内容が同一ではない。

利害関係者と通謀して記録の改ざんを行っていることは明白です。金融庁と特定金融機関Aの、どちらが改ざんしていたとしても検査妨害になります。

伝達と、回答の基になる伝達(申出の概要)が同一ではない。記録の改ざんは 明白である情報の開示の不正に関して、苦情の相談をしています。

金融庁は、もともと「〇〇〇〇〇〇〇〇(氏名のカナ)。性別、女」だった事績管理簿を過去に遡り「個人情報が一致しないように」ねつ造・改ざんして開示をしている。

そもそも必要ない情報は、保有してはいけない。嘘の情報、ねつ造した情報を 保有することは、違法である。氏名のフリガナ、性別、漢字の名前等の個人情 報が違えば、別人である。 私の氏名のフリガナは「〇〇〇〇〇〇〇〇」,性別は女です。開示した相談等事績管理簿では,私の氏名のフリガナは「〇〇〇〇〇〇〇〇(ただし,姓のうち一文字が異なっているもの),性別は男」になっている。特定年月日Qの相談日だけ女だった。特定年月日Tから特定年月日Qまで特定相談員Aが作成。特定年月日R以降は特定相談員Bが作成している。

特定年月日丁 性別男。

特定年月日bP性別男。

特定年月日bQ性別男。

特定年月日S 性別男。

特定年月日Q性別女。

特定年月日Tから特定年月日Qまで氏名のフリガナは「〇〇〇〇〇(姓のカナ)」から、〇〇〇「〇」〇(姓のうち一文字が異なっているもの)に改ざんされている。特定相談員Aは繰り返し〇〇〇〇(姓のカナ)様と言っている。特定年月日bR(事績管理簿の日付であり、私が送った情報の日付は特定月日Dと特定月日E、ウェブ上とFAXで送っている。)性別男。

特定年月日 b S (事績管理簿の日付であり、私が送った情報の日付は特定月日 F,ウェブ上とFAXで、送っている。)性別男。

もともと氏名のフリガナは「〇〇〇〇〇〇〇〇(氏名のカナ)」性別「女」だった事績管理簿を、個人情報が一致しないように改ざんして、開示している。嘘の主人の名前の漢字「〇〇」が記載されている。主人の名前「〇〇〇〇(名前のカナ)」は聞かれたので答えたが、漢字の名前は聞かれていないので答えていない。相談の度に本人確認をしているのに個人情報がその都度違う事績管理簿が、存在している。

特定相談員Bが作成した次男の特定年月日Rの事績管理簿《特定管理番号》では私は母、母親になっている。

次男(〇〇〇(漢字表記の氏名))の事績管理簿の、次男の氏名のフリガナは「〇〇〇〇〇〇(氏名のカナ)」である。相談員は金融庁のシステムに「〇〇〇〇〇〇〇(審査請求人の氏名のカナ)」と入力して、特定年月 F 分の事績管理簿の個人情報「〇〇〇〇〇〇〇〇(審査請求人の氏名のカナのうち姓の一文字が異なっているもの)」と一致したと言った。前回の個人情報と一致していない。

事績管理簿の個人情報が「その都度違う」だけでなく、個人情報が一度も一致してしない。

『行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第七条 行政機関の長は、個人情報ファイル(法第十一条第二項 各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情

報ファイル簿を作成しなければならない。

3 行政機関の長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったと きは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。』

性別や氏名のフリガナ等の個人情報がその都度違う事績管理簿が存在している こと自体が違法である。

個人情報は同一であり、性別を男から女に修正した時点で、すべての性別を修 正する必要がある。氏名のフリガナも同様である。

保有個人情報開示請求書において、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏名のひらがな表記)」と氏名の振り仮名を記載している。本人確認証として住民基本台帳カードのコピーと住民票を提出している。住民基本台帳カードと、住民票には性別が「女」と記載されている。開示請求者「〇〇〇〇〇(氏名の漢字表記)(〇〇〇〇〇〇〇(氏名のひらがな表記))。性別、女」に対して個人情報を開示した時点で、個人情報の修正が行われていなければ違法である。

私は、現在、事績管理簿と事績管理簿を回付した情報を開示する度に、個人情報の訂正をしなければならない現状にある。

同一である個人情報の「訂正が一切されていない。」法の趣旨に反した行為で あり違法である。

個人情報の開示の際、金融庁のシステムに「〇〇〇〇〇〇〇〇(氏名のカナ)」と入力して、事績管理簿の個人情報「〇〇〇〇〇〇〇(氏名のカナのうち姓の一文字が異なっているもの)」を検索できるのか?開示の過程における疑義に対して、情報を開示しなかった。

情報の開示の不正に関して、苦情の相談をしています。

記録の改ざんの疑義に対して情報を開示しなかった。立証しなかった。

故意に虚偽の個人情報を保有している。ねつ造・偽造した個人情報を保有している。

行政評価事務所と同じである。

金融庁のシステムに対する苦情と、文書管理に対する苦情を行政相談しています。

○○○○○○○○(氏名のカナのうち姓の一文字が異なっているもの)と記録されている情報を、○○○○○○○○(氏名のカナ)で検索して、一致するのか?金融庁のシステムには欠陥と不備があるのではないか?

金融庁は、事実を公表していない。問い合わせを無視して返答しない。

行政評価事務所は,金融庁に問い合わせて,相談者に返答をするのは,業務で あり,相談内容も明確です。改善と解決を図ってください。

特定金融機関Aの立入検査実施中に、事績管理簿の個人情報が一致しないように、改ざんしています。事績管理簿と、伝達内容を、過去に遡って改ざんしています。

監督局銀行第一課が、特定年月日Tの相談を、特定年月日bT(特定月日Gか

ら改ざん) に特定金融機関A本部に回付(伝達) した書面の開示をすると「特定年月G分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」になっていました。 特定年月日Tの相談は,「特定年月G分」にはなりません。

「特定年月G分 金融サービス利用者相談室に寄せられた情報」になっている 理由を開示請求しましたが、保有が確認できないと開示しませんでした。 記録の改ざんが明白である情報の開示の不正に関して、苦情の相談をしていま す。

行政評価事務所は「国民の立場に立った行政を目指します」とあります。 公務員(官吏)には法令等遵守義務がある。

行政庁は、法令等遵守義務していることになっている。何故、延々と不正が続くのか?

行政評価事務所は、金融庁に問い合わせて、相談者に返答をするのは、業務であり、相談内容も明確です。改善と解決を図ってください。

立入検査実施中に、記録の改ざんを行った。

金融庁は、私の相談している銀行を「特定金融機関B支店C」から「特定金融機関D支店C」に改ざんして特定金融機関Aの立入検査を実施していました。

(特定年月日〇〜特定年月日R)。特定年月日末から、特定金融機関Aが「実際には口座の検索をしていない」明確な根拠を検査情報受付窓口に送りました。金融庁は、過去に遡って「口座を検索した」相談から、「貸金庫の相談」に改ざんして、再び立入検査を実施しました。(特定年月日P〜特定年月日bU)私の過去の伝達を「貸金庫の検索」に改ざんして、金融庁(監督局)が改ざんしたとおりに、特定金融機関Aから「特定金融機関Bの貸金庫の検索をした」と返答がきました。

特定金融機関Aは「貸金庫の検索をしていません」

記録の改ざんが発覚・露見したので、金融モニタリング基本方針、監督指針、 検査マニュアル等の特定金融機関Aの違法行為に該当する箇所を全て削除・ 変更しています。

「金融検査に関する基本指針」から「金融機関の法令等遵守態勢」を全て削除 している等、細かく記載内容の削除・変更を繰り返しています。

特定年月日 b V に伝達様式を変更した事から始まり、現在まで隠ぺいと、虚偽の公表を繰り返しています。

個人情報のねつ造・改ざんは、特定年月日bW付けで、事績管理簿と伝達を開示請求しています。金融庁からの特定年月日bX付けの補正を経て特定年月日bY付けの開示請求に対して、事績管理簿に特定年月日aS付け、伝達に特定年月日bZ付けで開示の決定が出ています。特定金融機関Aが「情報を募集している金融機関」として掲載されている最中に、開示請求に対して、特定金融機関Aの相談に対する事績管理簿と伝達の改ざんを行っています。

検査妨害を行ったことが明白なので、予告日、立入検査開始日、立入検査終了

日、及び検査結果通知日を公表しなくなった。

隠ぺい工作の一環として、「情報を募集している金融機関」として金融機関の 掲載を廃止することを計画していました。

「情報を募集している金融機関」として掲載していた事実と、期間は、改ざんできない。

「検査をしていない」ことに、改ざんできない。情報を「保有していない」ことに、改ざんできない。

予告日等を公表していれば、必ず予告日は存在しています。検査をしていれば 検査結果は存在しています。

検査実施中に、記録の改ざんを行っていれば「検査妨害」になります。

現在,金融庁は金融機関を検査しなくなっています。行政評価と行政110番の相談になります。

「行政庁が国民からの問い合わせを無視している」と苦情の行政相談をしています。

上記の行政相談を、金融庁に何度も問い合わせをしているが返答が一切無い。 隠ぺい工作を延々と続けています。3年間同じ対応をされている。

行政評価事務所が金融庁に問い合わせてくださいと、行政相談をしています。 行政相談を握りつぶすことは犯罪である。私は、強制措置をとるといった相談 をしていない。改善と解決を一切図っていないだけでなく、不正を隠ぺいした。 行政相談を、無視を続けたため、金融庁は延々と隠ぺい工作を続けている。

行政評価事務所は「国民の立場に立った行政を目指します」とあります。

公務員(官吏)には法令等遵守義務がある。

行政庁は、法令等遵守義務していることになっている。何故、延々と不正が続 くのか?

行政評価事務所は、金融庁に問い合わせて、相談者に返答をするのは、業務で あり、相談内容も明確です。改善と解決を図ってください。

対応に対する情報の訂正

対応結果の訂正 行政相談を無視した。 事後確認の要否 要 対応経過の対応の訂正

特定年月日 c A 相談者からの相談文書受付 行政相談を無視した。

特定年月日 a M相談者からの相談文書受付 局所相談データベースの開示請求 があったので記録の改ざんのために電話で対応させようとした。連日電話をか けた。

特定年月日 c A に特定行政評価事務所に連絡したことに後付けで記録の改ざんをして、特定行政評価事務所に責任をすべて押し付けた。

行政相談を無視して、返答をしなかった。解決と改善を一切図っていない。 金融庁に問い合わせをしていないことを回答しなかった。特定行政評価事務所 が対応すると連絡をしなかった。個人情報を改ざんして、相談内容を改ざん・ ねつした。

調査結果の訂正。

金融庁の不正を隠ぺいするために行政相談を無視した。行政相談を無視して、 返答をしなかった。

相談内容を歪曲・曲解してねつ造・改ざんしている。相談内容を記録していない。行政相談を無視して、解決と改善を図っていない。

金融庁に問い合わせをしていない。金融庁に問い合わせていないことを回答しなかった。

間違いようが無いのに、故意に個人情報をねつ造・改ざんして記録した。特定行政評価事務所に責任をすべて押し付けた。

「特定行政評価事務所で対応することとした」と事実をねつ造することは認めることができない。私に対して「特定行政評価事務所で対応することとした」と連絡をしていない。

特定行政評価事務所からも連絡が無い。

連絡していない対応を記録することは、ねつ造・改ざんである。

特定行政評価事務所と共謀して、行政相談を無視した。隠ぺい工作を通謀・ 共謀した。

回答内容の訂正

開示請求するまで、行政相談を無視していた。相談内容を歪曲・曲解してねつ 造・改ざんして返答した。

行政相談に対する局所相談データベースを開示請求したら、必要の無い補正を 理由に、「高齢で耳が聞こえないと記載していたにも関わらず」連日電話をか けてきた。

2件の開示請求を1件にまとめることができる。文書で連絡すればよいだけの、 更に補正に掛かる費用のほうが多い、必要が無い補正を命じてきた。電話で対 応させることで、記録の改ざんを行おうとした。謝罪をしなかった。記録の改 ざんの手口を公表しなかった。

金融庁の犯罪行為を隠ぺいした。高齢者と障害者に対する人権侵害を繰り返し 行った。

行政相談を無視して返答を一切していない。

強制措置をとるといった相談はしていないと明確に否定しているが無視をしている。

事実確認に応じていない。相談内容の責任者の氏名を回答しない。

行政評価事務所に対する、苦情と通報の行政相談を無視して返答していない。 どこに強制措置をとるといった相談をしているのか?回答してください。

国民は、「私が高齢で聞こえないので書面で返答してくださいと申し出をしたが、金融庁は文書での返答を一切しないと応じなかった。書面で返答するようにしてください」と行政相談をすることができないのですか?

何故、国民が繰り返し行政相談をする必要があるのか?

私は「金融庁に問い合わせて、金融庁から来た返答を回答してください。」と 行政相談しています。

中国四国管区行政評価局は、特定行政評価事務所に責任を押し付けている。

中国四国管区行政評価局は、特定職員Aだけが対応して、行政相談には一切返答していない。特定行政評価事務所は、特定職員Bに、私の相談内容を歪曲・曲解してねつ造・改ざんする責任を押し付けている。行政相談を無視して一切返答していない。特定行政評価事務所が対応すると連絡してきていない。連絡してきていない対応を記録することは認めることができない。

開示請求をするまで、対応が分からないのは、行政相談ではない。

開示請求をするまで、行政相談を無視したのが対応のすべてである。』